

『図書館の権利宣言』および解説文の歴史と現在 —全面的検討の時代：2015-2020年—

川崎良孝

はじめに

2015年にアメリカ図書館協会知的自由部（Office for Intellectual Freedom, ALA）は『知的自由マニュアル』（邦訳『図書館の原則』）第9版を編纂して発行した⁽¹⁾。『図書館の権利宣言』とその解説文はアメリカの図書館の原則を示す基本文書で、ALA 知的自由部が編纂した『知的自由マニュアル』はそうした基本文書を網羅し解説したものである。1974年に簡単な初版⁽²⁾が作成され、2015年の第9版では最新の文書を示す部分と歴史的な解説を示す部分が別途に刊行されて2冊本⁽³⁾となった。『知的自由マニュアル』は約5年毎に改訂されており、2021年になって第10版が刊行された⁽⁴⁾⁽⁵⁾。

この2015年から2021年の間に『図書館の権利宣言』とその解説文は全面的に検討された。まず『図書館の権利宣言』は1980年の修正の後、約40年間にわたって不変であったが、2019年になって第7条（プライバシー）を追加した。また『図書館の権利宣言』解説文は1970年代初頭から作成されてきたが、2020年の時点での解説文の数は28である。そしてこの28の解説文の内、8つの解説文は2015年以降に採択された新解説文で、15の解説文はこの期間に修正され、その中には全面的な改訂といえるものもあった。したがってこの期間に改訂されなかった解説文は5つということになる。またこの5つの解説文はいずれも2014年7月に修正されているので、2014年から2020年にかけてすべての解説文が修正され、さらに8つの新解説文が採択されたことになる。まさに2010年代後半は『図書館の権利宣言』の全面的検討の時代であった⁽⁶⁾。なおこうした解説文は知的自由委員会（Intellectual Freedom Committee）が作成し、ALAの最高議決機関である評議会（ALA Council）が正式に認めたものである。

こうした動向を視野に入れて、以下では『図書館の権利宣言』と新解説文を取り上げ、ALAの知的自由に関する歴史と現状を説明する。1章では『図書館の権利宣言』の修正を取り上げるが、ここでは『権利宣言』の全体的な歴史的流れを押さえた後、2019年に新たに設けられた第7条（プライバシー）の意図を指摘する。2章ではまず28の解説

文の一覧を掲げて、各解説文の変遷を示す。ここでは内容自体の説明はせず、解説文の流れと特徴を大まかに示す。それを受けて3章では8つの新しい解説文を紹介し、内容と中心となる考えを簡単にまとめる。4章では集会室に関する解説文に焦点を絞り、事例研究として解説文の歴史的展開と宗教グループの利用について裁判事件を追い、現在の到達点を確認する。合わせて、より広く集会室などのスペースをめぐる事件をいくつか紹介する。このような手順を踏むことで、ALAの図書館に関する基本姿勢を考察する前提を据えることができるだろう。

1 『図書館の権利宣言』

1.1 『図書館の権利宣言』の変遷

表1は『『図書館の権利宣言』の変遷』を示している。

表1 『図書館の権利宣言』の変遷

| 年 | 月日 | 採択修正 | 条文数 | 特徴 |
|-------|--------|------|-----|---|
| 1939年 | 6月19日 | 採択 | 全3条 | 図書選択の原理（第1、2条）、集会室の利用（第3条） |
| 1944年 | 10月14日 | 修正 | | |
| 1948年 | 6月18日 | 修正 | 全5条 | 検閲に関する条文の追加（第3、4条） 集会室に関する条文の移動（第5条） |
| 1951年 | 2月3日 | 脚注追加 | | すべての図書館資料に適用 |
| 1961年 | 2月2日 | 修正 | 全6条 | 利用者に関する条文の追加（第5条） 集会室に関する条文の移動（第6条） |
| 1967年 | 6月27日 | 修正 | | 第1条に「社会的」、第5条に「年齢・社会的」の追加 |
| 1980年 | 1月23日 | 修正 | | 包括性の重視 |
| 1996年 | 1月23日 | 再確認 | | 「年齢」挿入の再確認 |
| 2019年 | 1月29日 | 修正 | 全7条 | プライバシーに関する条文の追加（第7条） |

注：1939年版、1944年版『図書館の権利宣言』の表題は“Library’s Bill of Rights”である。

1948年版以降の表題は“Library Bill of Rights”である。

1939年に初版『図書館の権利宣言』が採択されたのだが、この宣言は基本的には図書選択の原理を示すもので、合わせて集会室の利用を定めるものであった。そのうち1944年に小さな修正がされたものの、『権利宣言』の大きな流れに照らせば特に指摘すべきことはない。1948年の修正は重要で、デイヴィッド・バーニングハウゼン (David Berninghausen) を委員長とする知的自由委員会は、『権利宣言』に検閲に関する2つ

の条項を追加した。すなわち検閲に反対するという条項と科学、教育、出版などの盟友グループと協力して検閲に対処するという条項である。バーニングハウゼンは積極的に他のグループと協力して検閲に反対するのだが、その過程で図書選択原理としての『権利宣言』では効果的に他のグループと反検閲運動が展開できないことが明らかになった。その点に鑑み、『権利宣言』を合衆国憲法修正第1条が定める言論、出版、表現の自由を、活字資料で保障する機関としての図書館（特に公立図書館）という位置づけに変わっていった。続く1951年の脚注の採択は、イリノイ州ピオリア（Peoria）公立図書館で生じたフィルム事件が直接の契機である。当地では国連のフィルムなどが検閲され、その正当化のために『権利宣言』は非活字資料には適用されないと主張された。これを受けて知的自由委員会は図書館資料全体を覆うために、『図書館の権利宣言』は、図書館で利用あるいは収集される、あらゆる資料やコミュニケーションメディアに適用される」との文言を脚注として採択した。本体の修正ではなく脚注の採択にしたのは、マーカリズム期にあって本体を修正すると各図書館理事会での採択が困難であると判断した結果である。この脚注は1967年の修正で解消され、本体に組み込まれた。

1961年には新たに第5条を設け「図書館の利用に関する個人の権利は、その人の人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」と定めた。これまで『権利宣言』は図書選択と検閲についての基本原則を定めていたのだが、1961年になって利用者による図書館利用という大きな領域が加わるようになった。第5条では「人種、宗教、出生国、あるいは政治的な見解」となっているが、同条項採択の直接的な契機は黒人差別にあり、当時は人種統合条項と呼ばれていた。引き続き1967年には例えば第5条に、「年齢」、「社会的」という語を加えた。こうした語の挿入は多分に公民権運動の成果といえるが、「年齢」の挿入は子どもの扱い、特に図書館資料の再評価などをめぐって議論が続くことになる。ALAの基本的な考えは、子どもを指導するのは親の責任であり、親は自分の子どもだけに図書館利用の内実を指導できるということである。

なお1967年の『図書館の権利宣言』修正で「年齢」が入り、子どもや生徒も『図書館の権利宣言』の枠内に明確に入ることになった。一方、学校図書館については1955年に『学校図書館の権利宣言』が採択され、1969年に修正されている⁽⁷⁾。すなわちこの当時は、『図書館の権利宣言』と『学校図書館の権利宣言』(School Library Bill of Rights)の2本柱になっていた。さらに1972年から児童サービス部会(Children's Services Division)は児童書の再評価をめぐって知的自由委員会と対立していた。1976年になって、『学校図書館の権利宣言』は廃止され、また児童サービス部会も同部会の知的自由委員会の勧告を受けて、児童書の再評価も含めてALA知的自由委員会と同じ立場をとることになった。つまり1976年になって、図書館の基本思想はALAとして『図書館の

権利宣言』に収斂、一本化されることになったのである⁽⁸⁾。

1980年の『図書館の権利宣言』修正は、現在にいたる基本的な枠組みを設定したものである。この改訂は宗教右翼などの攻撃が高まっていることを背景に、『図書館の権利宣言』の包括性を高めることを意図していた。例えば初版1939年版から1967年版までは「民主的な生き方を教育する一つの機関」としての図書館という位置づけをしていたが、1980年版では図書館を「情報や思想のひろば」と規定した。これは「民主的」や「教育」という価値がまわりついている語を捨象し、「ひろば」という価値を伴わない語を用いることで、『権利宣言』の包括性を高めたことになる。また「コミュニティのすべての人びと」を「図書館が奉仕するコミュニティのすべての人びと」に修正したが、これは単に「コミュニティ」とすると公立図書館を対象とすると把握されかねないので、「図書館が奉仕するコミュニティ」とすることで、学校図書館や大学図書館を含むことを明示した。さらに「著者」を「資料の創作に寄与した人たち」とすることで、多種多様なメディアの創作者を含めることになった。ここでも『権利宣言』の包括性を高めたことになる⁽⁹⁾。さらに1967年版では、図書館利用は「その人の年齢、人種、宗教、出生国、あるいは社会的、政治的な見解」によって拒否、制限されてはならないとなっていた。これを「生まれ、年齢、経歴、見解」と修正している。これは「人種」、「宗教」などといった具体例を挙げるのではなく、いっそう抽象性の高い語句を用いることで、包括性を高める意図があった。

1980年以降も『図書館の権利宣言』の修正を求める声はあった。例えば同性愛者、障害者といった言葉を『権利宣言』に組み込むべしとの主張である。そのたびに知的自由委員会は具体的語句を並べる方式を一貫して拒否してきた。すなわち具体的な語句を並べると、そこに含まれていない場合、『権利宣言』の枠外と把握されかねないからである。そして「生まれ、年齢、経歴、見解」で、すべての範疇の人びとが含まれていると主張してきたのである。1993年に知的自由委員会は以下のように説明した。

『図書館の権利宣言』および全解説文において、「生まれ」は個人の出自にまつわる全特徴を包み込んでいる。「年齢」は、個人の成長と成熟の水準にまつわる全特徴を包み込んでいる。「経歴」は、個人の人生経験にまつわる全特徴を包み込んでいる。「見解」は、個人が抱き表明するあらゆる意見や信念を包み込んでいる⁽¹⁰⁾。そののち1996年に第5条に示す「年齢」の再確認が行われた。ここでいう「年齢」とは子どもや未成年者を意識しての措置である。

1.2 2019年版『図書館の権利宣言』とプライバシー⁽¹¹⁾

1980年から約40年間にわたって『図書館の権利宣言』は修正されなかった。それは頻繁な修正は文書の効力を弱めるとの認識があり、その時どきに発生し知的自由に広範な

意味を持つ事柄には『図書館の権利宣言』解説文で対応するという考えが定着していたからである。しかし2019年になって、『権利宣言』は新たな条項を設けることになった。2019年1月29日、知的自由委員会の勧告を受けて評議会は第7条を新設し、「すべての人は、生まれ、年齢、経歴、見解にかかわらず、図書館利用においてプライバシーと秘密性という権利を持つ。図書館は人びとのプライバシーを唱道、教育、保護しなくてはならず、個人識別情報を含めて、図書館利用に関するすべてのデータを守らなくてはならない」と定めた。

もともとプライバシーや秘密性の問題は公民権運動や人権への関心の高揚が背景にあり、図書館界で具体的な事件との関連で秘密性の問題が出現してきたのは、1970年にヴェトナム反戦や新左翼の運動に関連し、財務省の捜査官が爆発物関係の図書や資料の貸出記録の提供を公立図書館や大学図書館に求めてきたことによる。これにたいしてALAは1971年1月20日に『図書館記録の秘密性に関する決議』(*Policy on the Confidentiality of Library Records*)⁽¹²⁾を採択し、正式な裁判所命令がない限り、貸出記録の秘密性を堅持するように求めた。同時に図書館界は図書館記録の秘密性の保護に乗り出し、図書館記録の秘密性を守る州法の採択に動き、現在ではすべての州で州法としてあるいは州法務総裁の意見書として、図書館記録の秘密性が守られている⁽¹³⁾。『図書館の権利宣言』に直接結びつくものとしては、2002年に採択された『図書館の権利宣言』解説文『プライバシー』⁽¹⁴⁾がある。なお図書館記録の秘密性の保持は1970年代から取り組まれてきたが、不必要になった記録のすみやかな削除や個人情報の取得を最低限にするといったことについて、ALAが正式に立場を表明したものは案外に遅く2006年採択の『図書館利用記録の保持に関する決議』(*Resolution on the Retention of Library Usage Records*)⁽¹⁵⁾が最初だと思われる。これには対利用者サービスとの関連でベンダーの役割が大きくなってきたことも関連している。

大きくまとめると、図書館利用者の権利である資料へのアクセスを保障するためには、貸出記録などの個人識別情報の秘密性を守ることが、前提として重要になるということ。これはもっぱら法執行機関からの貸出記録への照会を意識していた。1970年代から20世紀末までは、図書館サービスの提供、アクセスの保障、プライバシーや秘密性の保護が三位一体として、右肩上がりに展開していった⁽¹⁶⁾。

この状況は21世紀に入って大きく変化するが、そこには2つの要因があった。まず2001年9月11日にニューヨークの世界貿易センタービルなどを攻撃したアメリカ同時多発テロ事件に対応して、合衆国愛国者法(USA PATRIOT Act)が採択され、国民のプライバシーは大幅に制限されることになったし、国民もプライバシー以上にセキュリティを重視するようになる。次にインターネットの進展によって、図書館は多様なサービスを展開できるようになった。利用者は貸出履歴を参照できるし、自分の好む分野の

図書が図書館に入ったとき、その情報を得ることも可能である。これらは利用者にとって利便性の高いサービスである。それは個人識別情報と利用図書を結びつけることで可能となる。こうした電子環境の整備は新旧のサービスにプライバシーに関する問題を生み出した。

例えば図書の予約は従来からの通常のサービスである。伝統的な予約サービスは貸出されている資料について利用者が図書館で予約し、返却されると通知され、それを図書館に取りに行き、職員がカウンターの後方にある書架から予約図書を取り出して利用者へ手渡すという方式であった。とはいえオンラインでの予約によって予約本が飛躍的に増加し、図書館の中には開架スペースの一角にセルフサービス取り置き書架を設けて、そこに予約された本を並べ、利用者の名前を書き、利用者が当該図書を取り出すという方式を採用する館があった。取り置きサービスは利用者にとって利便性が高く、それ以上に図書館員にとって利便性が高いものであった。ここで利用者にとって利便性が高いというのは、単にカウンターを介さないという物理的なことだけでなく、微妙な内容の本（例えば、離婚、同性愛、ドラッグなど）を借りるについて職員と対面しなくてもよいという側面も含んでいる。この方式の適用は借り出されていない図書、書架に並んでいる図書についても可能である。このセルフサービス取り置きの実践はまさに利用者のプライバシーに関わることとして大きな問題になり、ALAは2011年に『セルフサービス取り置きの実践における、図書館利用者の秘密性を保護するための決議』(*Resolution to Protect Library User Confidentiality in Self-Service Hold Practices*)⁽¹⁷⁾を採択している。

また新しい利用者志向の利便性の高いサービスは、利用者との利用（資料、情報、データベースなど）に関するデータを個人レベルで収集、蓄積することで可能になる場合が多い。そうした場合、図書館の資源とサービスの提供にベンダーが必要になるが、図書館専門職の倫理やプライバシーに関する責任感とベンダーとは異なる場合が多く、ここからもプライバシーに関する問題が生じる。『知的自由マニュアル』第10版は、「図書館のプライバシー方針にとって不可欠なのは、法執行機関その他の政府機関への[図書館記録の]開示を取り上げること、それに図書館利用者コンテンツやサービスを提供するベンダーの活動を包み込むことである」⁽¹⁸⁾と指摘している。

プライバシーが非常に重視されていることは雑誌の変遷からも理解できる。ALAは1952年から『ニューズレター・オン・インテレクトチュアル・フリーダム』を刊行し、1970年からは知的自由部が担当していた。この隔月刊誌は2015年で廃止となり、それを引き継ぎ拡大する形で『ジャーナル・オブ・インテレクトチュアル・フリーダム・アンド・プライバシー』が2016年から季刊誌として発足した。前誌を内容的には引き継いでいるのだが、特に誌名に「プライバシー」を入れており、プライバシーの重要性、プライバ

シーへの懸念を端的に物語っている。なお前誌は基本的に情報誌であるが、後継誌は情報誌という側面に加えて、プライバシーに関する研究論文などを重視している。

すなわちセキュリティや利便性が広く求められることで、図書館でのプライバシーや秘密性の保護について20世紀とはまったく異なる状況が生じてきた。2019年の『図書館の権利宣言』第7条は、そうした社会の大きな動きを視野に入れて、プライバシーと秘密性の保護という原則をあらためて確認したものである。

2 『図書館の権利宣言』解説文

本章では『図書館の権利宣言』解説文を取り上げるが、解説文の一覧を表2「『図書館の権利宣言』解説文の変遷」に示した。なお表2は解説文の採択年の順番に並べている。

表2 『図書館の権利宣言』解説文の変遷

| | 現行の解説文名 | 現行の解説文名 | 初版採択 | 最新版・初版 |
|----|---|--|------------|------------|
| 1 | 挑戦された資源 | Challenged Resources | 1971年6月25日 | 2019年1月29日 |
| 2 | 図書館の資源やサービスへの未成年者のアクセス | Access to Library Resources and Services for Minors | 1972年6月30日 | 2019年6月25日 |
| 3 | 図書館資料へのアクセスの制限 | Restricted Access to Library Materials | 1973年2月2日 | 2014年7月1日 |
| 4 | 図書館資源の部分的な削除 | Expurgation of Library Resources | 1973年2月2日 | 2014年7月1日 |
| 5 | 図書館蔵書の評価 | Evaluating Library Collections | 1973年2月2日 | 2019年6月25日 |
| 6 | 資源としての図書館主催プログラムとディスプレイ | Library-Initiated Programs and Displays as a Resource | 1982年1月27日 | 2019年6月24日 |
| 7 | 多様な蔵書 | Diverse Collections | 1982年7月14日 | 2019年6月24日 |
| 8 | 学校図書館の資源やサービスへのアクセス | Access to Resources and Services in the School Library | 1986年7月2日 | 2014年7月1日 |
| 9 | 表現の自由への万人の権利 | The Universal Right to Free Expression | 1991年1月16日 | 2014年7月1日 |
| 10 | 集会室 | Meeting Rooms | 1991年7月2日 | 2019年1月29日 |
| 11 | 利用者主催の展示、ディスプレイ、掲示板 | User-Initiated Exhibits, Displays, and Bulletin Boards | 1991年7月2日 | 2019年6月25日 |
| 12 | 情報へのアクセスと経済的障壁 | Economic Barriers to Information Access | 1993年6月30日 | 2019年6月25日 |
| 13 | 図書館の資源やサービスへのアクセスは性、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー・エクスペリション、性的指向で左右されない | Access to Library Resources and Services Regardless of Sex, Gender Identity, Gender Expression or Sexual Orientation | 1993年6月30日 | 2020年1月28日 |
| 14 | デジタル資源とサービスへのアクセス | Access to Digital Resources and Services | 1996年1月24日 | 2019年6月25日 |
| 15 | 大学図書館に関する知的自由の原則 | Intellectual Freedom Principles for Academic Libraries | 2000年7月12日 | 2014年7月1日 |

| | 現行の解説文名 | 現行の解説文名 | 初版採択 | 最新版・初版 |
|----|-------------------------------|---|------------|------------|
| 16 | プライバシー | Privacy | 2002年6月19日 | 2019年6月24日 |
| 17 | 障害のある人へのサービス | Services to People with Disabilities | 2009年1月28日 | 2018年6月26日 |
| 18 | 未成年者とオンライン活動 | Minors and Online Activity | 2009年7月15日 | 2019年6月24日 |
| 19 | 教育と情報リテラシー | Education and Information Literacy | 2009年7月15日 | 2019年6月25日 |
| 20 | 受刑者の読む権利 | Prisoners' Right to Read | 2010年6月29日 | 2019年1月29日 |
| 21 | インターネット・フィルタリング | Internet Filtering | | 2015年6月30日 |
| 22 | ラベリング・システム | Labeling Systems | | 2015年6月30日 |
| 23 | 格付けシステム | Rating Systems | 2015年6月30日 | 2019年6月25日 |
| 24 | 図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ | User-Generated Content in Library Discovery Systems | 2016年1月12日 | 2019年6月24日 |
| 25 | アメリカの図書館における宗教 | Religion in American Libraries | | 2016年6月28日 |
| 26 | 公平、多様性、包摂 | Equity, Diversity, Inclusion | | 2017年6月27日 |
| 27 | アメリカの図書館における政治 | Politics in American Libraries | | 2017年6月27日 |
| 28 | 図書館における視覚芸術と舞台芸術 | Visual and Performing Arts in Libraries | | 2018年2月13日 |

注：解説文の標題と英語表記はいずれも最新版のものである。初版と標題が変化しているものも多く、以下に初版の標題と英語表記を示しておく。

- (1) 「挑戦された資料」 (Challenged Materials)
- (2) 「図書館への未成年者のフリー・アクセス」 (Free Access to Libraries for Minors)
- (4) 「図書館資料の部分的な削除」 (Expurgation of Library Materials)
- (5) 「図書館蔵書の再評価」 (Reevaluating Library Collections)
- (6) 「資源としての図書館主催プログラム」 (Library-Initiated Programs as a Resources)
- (7) 「蔵書構成の多様性」 (Diversity in Collection Development)
- (8) 「学校図書館メディア・プログラムの資源やサービスへのアクセス」
(Access to Resources and Services in the School Library Media Program)
- (11) 「展示空間と掲示板」 (Exhibit Spaces and Bulletin Board)
- (13) 「図書館の資源やサービスへのアクセスはジェンダーや性的指向で左右されない」
(Access to Library Resources and Services Regardless of Gender or Sexual Orientation)
- (14) 「電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス」
(Access to Electronic Information, Services, and Networks)
- (17) 「障害者へのサービス」 (Services to Persons with Disabilities)
- (18) 「未成年者によるインターネットでの対話」 (Minors and Internet Interactivity)
- (19) 「知的自由の教育の重要性」 (Importance of Education to Intellectual Freedom)

2020年の時点で現存する解説文は28である。本稿はこれらのすべての解説文を説明するものではない。2015年以降に新たに採択された(21)から(28)までの8つの解説文について次章で解説する。残りの(1)から(25)までの解説文については、内容には触れずに以下の諸点を指摘するに留める⁽¹⁹⁾。

(A) まず25の解説文の内、(3)『図書館資料へのアクセスの制限』、(4)『図書館資源の部分的な削除』、(8)『学校図書館の資源やサービスへのアクセス』、(9)『表現の自由への万人の権利』、(15)『大学図書館に関する知的自由の原則』を除いて、すべての解説文が2015年以降に修正されている。また上記の5つもいずれも2014年に修正されているので、2014年以降に全解説文が修正されたことになる。その多くはインターネットの広まりに対応して文言の追加や説明が必要になったことによる。知的自由委員会はこれまでも何回か解説文の全体的な検討を行ってきたが、実際にすべての解説文が修正されたのは今回が初めてである。

(B) こうした解説文をみると、初版の採択の背景は大きく3つにまとめることができる。1つは知的自由に関わる具体的な事件があり、それが図書館サービス全体に大きな意味を有するとの観点から採択されたものである。例えば、1972年に採択された(4)『図書館資源の部分的な削除』は、モーリス・センダック (Maurice Sendak) の絵本に図書館員が絵の具で修正したことが発端になっているし、1991年に採択された(9)『表現の自由への万人の権利』は南アフリカ共和国でのアパルトヘイトが契機となった。次に、広範な社会状況を受けたもので、1993年に採択された(13)『図書館の資源やサービスへのアクセスは性、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー・エクスペリション、性的指向で左右されない』は、同性愛差別が高まる社会状況を意識して採択された。また1996年に採択された(14)『デジタル資源とサービスへのアクセス』は、電子情報が興隆する状況にあって、図書館に基本的な指針を示すために採択され、その後の図書館サービスを導く基本文書となった。さらに社会的背景以上に図書館界が意識的に作成した解説文もある。例えば2009年に採択された(17)『障害のある人へのサービス』、(20)『受刑者の読む権利』である。これらの解説文は重要ではあるが、この時期に採択される契機となった事件や顕著な社会状況はなかったと思われる。同じことが(15)『大学図書館に関する知的自由の原則』にもいえるだろう。

(C) さらにこれらの解説文をみると、まず資料自体に関わる解説文が先行した。これは当然のことで『図書館の権利宣言』自体が資料選択の原理として採択され、続いて検閲に反対する条項を盛り込んだからである。それに該当するのが、1971年採択の(1)『挑戦された資源』、1973年採択の(3)『図書館資料へのアクセスの制限』、(4)『図書館資源の部分的な削除』、(5)『図書館蔵書の評価』、それに1982年採択の(7)『多様な蔵書』である。基本的には憲法の保護下にあるあらゆる見解の提供に関わる解説文で、時期的には最も早い。活字資料の収集と提供、検閲やアクセスへの制限にたいする ALA の姿勢は『図書館の権利宣言』本体とこれらの初期の解説文で確定している。

(D) 『図書館の権利宣言』が資料選択の原理、検閲への反対を定めた後に、図書館利用者の図書館利用の権利を定めたように、上述の範疇の解説文に続いて作成されてきた

のは、特定のグループ（大学や学校といった機関を含む）を扱う解説文であった。それらは同性愛の人や資料を対象に1993年に採択された(13)『図書館の資源やサービスへのアクセスは性、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー・エクスペリション、性的指向で左右されない』、障害のある人を対象に2009年に採択された(17)『障害のある人へのサービス』、それに入所者を対象に2010年に採択された(20)『受刑者の読む権利』が含まれる。また1993年に採択された(12)『情報へのアクセスと経済的障壁』は延滞料や有料制に反対しているが、これは貧しい人へのサービスを意識してのことである。これらは特定のグループを対象に、あらゆる見解の提供、検閲への反対、アクセスの最大限の保障を、各グループの特徴に合わせて解説したものである。既述のように『図書館の権利宣言』の本体では具体的なグループを並べる方式、いわゆるランドリー・リスト (laundry list) を拒否しているのが、図書館サービスおよび社会的に重要な意味を持つグループについては解説文で対処することになる。

(E)25の解説文で上記の(C)と(D)の範疇に入らないものは、すなわち活字資料やグループと直結しないものとして、1991年採択の(10)『集会室』と(11)『利用者主催の展示、ディスプレイ、掲示板』、1996年採択の(14)『デジタル資源とサービスへのアクセス』、2002年採択の(16)『プライバシー』、2009年に採択された(18)『未成年者とオンライン活動』と(19)『教育と情報リテラシー』がある。この内、(16)のプライバシーは、すでに記したように2019年の『図書館の権利宣言』改訂で新たに第7条として設けられ、それに合わせてプライバシーが置かれている状況とALAの基本的考えを示した。(14)(18)(19)はインターネット関係で、3章で取り上げる2015年以降に新たに採択された(21)『インターネット・フィルタリング』と(24)『図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ』の紹介でALAの基本的考えは確認できる。残るのは(10)と(11)でこれらは集会室を中心として利用者に開放されたスペースに関する解説文である。実はこの領域は継続的に事件が生じている部分で、ALAの対応もかなり変化してきた。そして集会室などのスペースは2016年に新たに採択された解説文である(25)『アメリカの図書館における宗教』と2017年の(27)『アメリカの図書館における政治』と直接的に関係している。集会室などのスペースについては4章で検討する。

3 2015年以降に採択された8つの新解説文⁽²⁰⁾

2015年以降に採択された8つの新解説文を確認しつつ、3つの範疇にまとめておく。なお集会室については章を変えて扱う。

(A) 図書館のサービスの在り方に関する基本的な見解を示した解説文：(25)『アメリカの図書館における宗教』2016年6月28日採択；(26)『公平、多様性、包摂』2017年

6月27日採択；(27)『アメリカの図書館における政治』2017年6月27日採択。なお便宜的に(28)『図書館における視覚芸術と舞台芸術』（2018年2月13日採択）もこのグループに入れておく。

- (B) ラベリングと格付けに関わる解説文：(22)『ラベリング・システム』2015年6月30日採択；(23)『格付けシステム』2015年6月30日採択、2019年6月26日修正
- (C) インターネットに直接的に関わる解説文：(21)『インターネット・フィルタリング』2015年6月30日採択；(24)『図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ』2016年1月12日採択、2019年6月24日修正

3.1 図書館サービス全体に関わる新解説文

もともと『図書館の権利宣言』解説文というのは、具体的な事件（ラベリングや資料の部分的な削除）や社会的な出来事（例えば電子化や同性愛者差別など）を受けて、『図書館の権利宣言』を具体的に説明することで、現場図書館への指針を与えてようとするものであった。そうした主流となる諸解説文をみると「(A)図書館のサービスの在り方に関する基本的な見解を示した解説文」は性格を異にする。特に公平・多様性・包摂、宗教、政治を扱う3つの解説文は具体的な方針の提示というよりも、図書館の理念の表明、確認という意味合いが色濃く窺われる。この4つの新解説文の中で最も基礎となるのは、2017年6月27日採択に採択された(11)『公平、多様性、包摂』である。

3.1.1 『公平、多様性、包摂』2017年6月27日採択⁽²¹⁾

この解説文は知的自由の中核に公平、多様性、包摂が位置すると確認し、すべての図書館サービスに公平、多様性、包摂を受け入れるべきと主張する。まず公平、多様性、包摂の語義を定めている。「公平」(equity)は、公正(fair)なプロセス、最終的には公正な結果を確実にするために、相違を斟酌することをいう。公平は教育機会や雇用機会へのアクセスについて、不利益をこうむっているグループが存在することを認識する。そして公平は不利益をこうむっているグループの状況を改善することで、多様性を増すことを意味する。次に「多様性」(diversity)は、人びとは類似性と相違性を持つということを認識し、それらを重んじ、受け入れることを示す。さらに「包摂」(inclusion)は、すべての個人が公正に敬意をもって扱われる環境、個人特有のスキル、経験、視座が尊重される環境、資源や機会に等しいアクセスができる環境、組織の成功に十分に貢献できる環境を意味する。公平、多様性、包摂が肝要なのは、民主主義と自治、個人の発達と社会の進展、個人の絶対的権利である生命、自由、幸福の追求に不可欠であるためである。

このように定めた後、『図書館の権利宣言』の各条を取り上げて、公平、多様性、包

撰についての基本的な考えを示した。第1条および第2条はあらゆる見解の提供を定めている。ここでは特にオルタナティブ出版、小出版、独立出版、自費出版が刊行する多種多様な形態のコンテンツを備えるべきとし、相互貸借は補足で自館の多様な蔵書構成の代替にはなり得ないとした。また電子的コンテンツを含めて、適応技術や支援技術を用いる人がすべての資料にアクセスできるようにすべきである。そして公平、多様性、包摂に専念するには、社会的に排除、周縁化され、不当に少なく代表されている人びとが、図書館の提供する資源やプログラムに自分たち自身が反映されていると知ることができるようにすべきである。自分たちの文化や人生経験に話しかけていると知る時、すべての人が真に歓迎され、包摂されていると感じる。

『図書館の権利宣言』の第3条、第4条は検閲に関する条項である。まず図書館は検閲を拒否することで包摂的な環境を育成し、あらゆる見解へのアクセスを提供する責任があると確認した。管理機関、図書館職員は自己検閲をしてはならず、包摂の実施によって検閲に対抗すべきである。図書館は社会的に排除、周縁化され、不当に少なく代表されている人びとの権利を唱道する団体と、強い結びつきを確立し維持すべきである。

第5条は図書館の利用に関する個人の権利で、その人の「生まれ、年齢、経歴、見解のゆえに、拒否されたり制限されることがあってはならない」と定めている。ここでは、「生まれ」は個人の出自にまつわる全特徴を包み込んでいる、「年齢」は個人の成長と成熟の水準にまつわる全特徴を包み込んでいる、「経歴」は個人の人生経験にまつわる全特徴を包み込んでいる。「見解」は個人が抱き表明するあらゆる意見や信念を包み込んでいるとの解釈を確認した⁽²²⁾。そして身分証明、延滞料や有料制などを指摘し、これらは「コミュニティのいくらかの構成員を排除しうる伝統的な方式の例である」⁽²³⁾とした。

『図書館の権利宣言』第6条は展示空間や集会室についての定めである。ここでは、図書館は人びとが情報を共有するための単なる中立的な場所ではなく、社会的に排除、周縁化され、不当に少なく代表されている人が、コミュニティでの討議や論議に十分に参加するように、積極的に奨励すべきであると書き込んだ。反対したり不快に思うコミュニティの構成員がいるとしても、図書館は展示スペースでの多様なコンテンツ、集会室での多様な思想、個人、グループを歓迎すべきであると確認した。

「結論」では、『図書館の権利宣言』を支持し、コミュニティ全体に奉仕するために、管理機関、管理者、図書館職員は公平、多様性、包摂を受け入れるべきであるとまとめている。

この解説文の本体部分は『図書館の権利宣言』の各条にもとづいて、公平、多様性、包摂に依拠して説明した部分である。その大部分は、蔵書の多様性、障害のある人へのサービス、情報へのアクセスと経済的障壁などを扱う従来の解説文に示されていること

を、公平、多様性、包摂という観点で集約させたものといえる。重要なことは、従来の解説文よりも積極的、能動的な表現になっていることである。それを明確に示すのが『図書館の権利宣言』第6条の集会室規定の説明で、従来の説明は発表者の見解や所属関係、発表のトピックや内容にかかわりなく、等しく公平に集会室を提供すべきというものであった。一方、この解説文ではそうした意味での「中立性」を否定的に捉え、「社会的に排除、周縁化され、不当に少なく代表されている人が、コミュニティでの討議や論議に十分に参加するように、積極的に奨励すべきである」と述べている。これは包摂を意識したことから導き出されてきた主張と把握してよい。公平とか多様性というのは、従来からの『図書館の権利宣言』の主張であるが、それを包摂といういわば目的から照射した場合、いっそう能動的な取り組みが必要ということである。

ところでこの公平、多様性、包摂という言葉に触れておきたい。多様性という言葉は『図書館の権利宣言』でとりたてて新しいものではなく、1982年7月に『蔵書構成の多様性』が採択され、1990年1月、2008年7月、2014年7月に修正、そして2019年6月には『多様な蔵書』と名称変更されて現在にいたっている。

次に公平である。1939年初版『図書館の権利宣言』の第3条、すなわち集会室規定で「公平な基準」(equitable base)で集会室を提供しなくてはならないと定めているのだが、現在に通じるような使い方がされるのは、1996年1月採択の『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』⁽²⁴⁾だと思われる。そこでは「公平なアクセス」という見出しを掲げ、「図書館が直接的、間接的に提供する電子情報、サービス、ネットワークは、すべての図書館利用者が等しく、容易に、そして公平にアクセスできねばならない」と定めている。従来から等しく(equal)という言葉は使われてきたが、ここでは「等しく、公平に」と並置した点に特徴がある。この公平という語がはっきりと表面にでてくるのは2004年である。公平という語は電子情報サービス、デジタル格差と結びついてきた。『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』は次のように記している。情報へのアクセスに関して、デジタル格差の影響について懸念があった。知的自由委員会はこうした懸念に応じて、妥当と考えられる場合は、なるべく「等しい(equal)アクセス」を「等しくて公平(equitable)なアクセス」に拡張することにした。そしてこの変更の説明を求められたとき、知的自由委員長ナンシー・クラニッチ(Nancy Kranich)は2つの語を組み込む重要性について、次のような例を提供した。

証券取引委員会は、かつてそうしたすべての書類を読むために一つの閲覧室を持っていた。だれもがニューヨーク市のこの閲覧室に等しく(equal)アクセスできた。しかしながら、ニューヨーク市を訪れるのに金を払う人にとっては、公平な(equitable)アクセスではなかった。公平なを盛り込むのは重要である。なぜなら、等しくはデジタル格差にあてはまらないが、公平なはデジタル格差にあてはまるか

らである。依然としてデジタル格差が存在することを、人びとに確認するのが重要となる⁽²⁵⁾。

なお知的自由委員会の提言はデジタル格差だけを意味しているのではなく、すべての解説文を対象に、妥当な場合は等しく、公平なを加えるということである。要するに等しくとか平等は一様性を意味するにすぎず、それだけでは不十分で、いっそう具体的な状況を勘案する必要がある、そのために公平という語が欠かせないという認識であろう。

最後に包摂である。この語と語が含む概念を前面に出したのはこの解説文が最初と推察される。包摂 (inclusion) という語は一般名詞 (含む、包み込む) という意味では広く『図書館の権利宣言』でも用いられてきた。しかしキー概念としてこの語が用いられることはなかった。これは ALA 全体にもあてはまる。例えば ALA が2019年1月に採択した「図書館の中核価値」⁽²⁶⁾が参考になる。これは図書館実務を規定する中核となる価値を掲げたものである。そうした価値は ALA の中核文書である『図書館の権利宣言』、『読書の自由』、『図書館：アメリカの価値』などから取り出したもので以下の12点である。「アクセス」、「秘密性／プライバシー」、「民主主義」、「多様性」、「教育と生涯学習」、「知的自由」、「公益」、「保存」、「専門職主義」、「サービス」、「社会的責任」、「持続可能性」である。ここに包摂は含まれていない。少なくとも ALA の基本文書において包摂は新しい概念であり、それは多様性を越える積極的な概念として規定され、そこに平等と特に公平を介在させる必要があったということになる。他の解説文は『図書館の権利宣言』を具体的に説明しているが、この解説文はそうした解説文とは一線を画する。『図書館の権利宣言』の思想面を説明した解説文といえるだろうし、諸解説文を束ねる解説文という性格を有するともいえるだろう。

この解説文の採択は2017年6月27日であった。2017年1月20日にドナルド・トランプ (Donald Trump) が大統領に就任してアメリカ・ファーストを唱え、厳格な移民政策、オバマ大統領の医療保険制度の改革、人種差別的な発言、全体として国内外での寛容を減じる発言とそれを支持する多くの国民という社会状況があった。解説文『公平、多様性、包摂』はそうした社会の動きを視野に入れ、図書館界として図書館の使命を再確認したものと推察できる。

3.1.2 『図書館における視覚芸術と舞台芸術』2018年2月13日採択⁽²⁷⁾

この解説文が作成された経緯はともかく、『図書館の権利宣言』は前文で図書館を「情報や思想のひろば」と設定しているので、視覚芸術や舞台芸術を取り上げても何ら不自然ではない。解説文の骨子を示すと以下のようになるが、基本的には資料や集会室に関わる従来からの方針と同じであり、特別に目立つ部分はない。

解説文の冒頭では、視覚芸術と舞台芸術は世界の文化的多様性への理解を変容できるとし、それらが図書館の蔵書とサービスの強力な構成要素になりうると確認している。芸術は広範な思想をすべての人に伝達する能力という点で重要な役割を果たしており、図書館はコミュニティに芸術を経験する機会を提供すべきであると強調した。そして、図書館はコミュニティが芸術的なコンテンツやプログラムを経験するために、また図書館自身の芸術を創作するために、物理的なスペースやバーチャルなスペースを提供するように主張している。その場合、芸術の展示やプログラムは広範な意見や見解を提示すべきで、コンテンツや作品創作者の信条や所属関係を理由に、展示やプログラムを回避してはならない。図書館は芸術家自身、芸術作品の所有者、展示組織者の見解を推奨しない。

公費支弁の図書館は展示や上演のスペースの利用を、厳格に「図書館に関する活動」に限定してよいが、限定は見解にたいして中立でなくてはならないと同時に、明確に定めなくてはならない。図書館がコミュニティのグループや個人によるギャラリーや上演スペースの利用を選ぶ場合、図書館はそれらのエリアの利用に関する方針文書を作成すべきで、そこでは時間、場所、態様の規則を設けてよい。同解説文は以下のように要約している。

図書館での視覚映像や演技が内容に依拠して制限されてはならない。図書館長や図書館職員は、多種多様な表現芸術や抽象芸術の作品、それに舞台芸術を積極的に探し出すべきである。そして限定や限界はスペース、設備、財政、技術の制約に關してのみ設けるべきである。すべての人があらゆる種類の文献にアクセスするのと同じ規準を、図書館における視覚メディアや舞台芸術にも適用される。

3.1.3 『アメリカの図書館における政治』2017年6月27日採択⁽²⁸⁾

『知的自由マニュアル』には記載がないが、この解説文は大学図書館協会専門職価値委員会 (ACRL Professional Values Committee) が2017年6月に承認した文書をALA評議会が2017年6月27日に採択したものである。

冒頭では合衆国憲法修正第1条が定める表現の自由、および『図書館の権利宣言』が定めるあらゆる見解の提供を確認した。続いて合衆国最高裁判所裁判官ウィリアム・J. ブレナン・ジュニア (William J. Brennan, Jr.) がニューヨーク・タイムズ対サリヴァン事件 (*New York Times v. Sullivan*, 376 U.S. 254 (1964)) で示した見解、「公共問題に関する論議は禁止されず、たくましく、広く開かれていなくてはならない。政府や公務員への激しい辛辣な攻撃、時には不愉快で痛烈な攻撃さえも含んでよい」を引用した。そして政治的なトピックについて多様な見解を反映する資料を、可能な限り広範に選択して、収集、維持し、アクセスを提供すべきであるとしている。この定めは既

定の方針の確認で新しい事柄ではない。

続いて解説文は集会室などスペースの利用に触れ、もし図書館がコミュニティの利用のためにスペースを開いているなら、団体やグループの見解や所属関係にかかわらず、すべての団体やグループが利用できるようにしなくてはならず、制限は時間、場所、態様での適切な規制に頼るべきと定めた。要するに一般的な集会室規定を政治グループにも適用すべきとの主張である。そして図書館は政治的な論議を奨励すべきであると断言している。この集会室利用の部分は、従来の公立図書館の集会室が宗教グループや党派的な政治グループを排除してきたことへの ALA としての態度の表明である。党派的な政治グループの集会室利用については次章で取り上げる。

3.1.4 『アメリカの図書館における宗教』2016年6月28日採択⁽²⁹⁾

図書館において宗教、宗教グループは従来から大きな関心事であった。特に検閲や集会室の利用では宗教がらみの挑戦が非常に多く生じていたし、現在も生じている。本解説文はそうした背景の下、ALA の基本的な考えをまとめたものである。

まず修正第1条が定める表現の自由、それに「国教禁止」条項、「信教の自由」条項を確認した後、「宗教」を「造物主、至高の神または神々、あるいは生きるということの究極的な意味ないしは目的の理解に関するすべてを指す」と定義づけ、ここには無宗教者も含まれるとした。蔵書ではいずれの宗教も支持せず、多様な宗教思想へのアクセスを提供すべきと述べたが、これは図書選択の基本原則の確認にほかならない。ただし特に宗教に関しては微妙な問題があるという。1つの宗教的伝統に特権を与えるのは、修正第1条の国教禁止条項違反になる。例えば宗教的な象徴をラベルに使用することは微妙である。すなわち宗教書の配架書架を指示するために十字架のデザインを用いることは、キリスト教に特権を与えていると見なされる。図書館が、地図、便覧、大学案内、辞書、地方史といった特化した資料や目的のためにテーブルや書棚を別にしているなら、聖典のための書棚を別にしてもよい。ただしすべての聖典を公平に扱う限りにおいてである。聖典には他のグループで類似の地位を占めるテキストを含める（例えば、『ヒューマニスト・マニフェストⅡ』）。

付言すると、解説文は上記のように原典の例として『ヒューマニスト・マニフェストⅡ』を掲げている。このマニフェストは「神は私たちを救うことはできない。私たちは自分自身を救わなければならない」という一文で有名で、要するに有神論を拒絶している。いわゆる宗教とは言い難いと思えるが、「宗教」を「造物主、至高の神または神々、あるいは生きるということの究極的な意味ないしは目的の理解に関するすべてを指す」と定義づければ、後者の意味で「宗教」に入ることであろう。この場合、聖典と聖典でないものの境界線は非常に曖昧になると思われる。

以上は主に宗教書の資料の扱いだが、それ以上に重要で問題が生じているのは集会室などの扱いである。集会室利用については多くの先行事例があり、裁判所は一貫して宗教グループにも他のグループと同じように集会室を提供しなくてはならないと判示しているとした。図書館にとって最も安全な方針は、コミュニティのすべてのグループに同じ利用規則を適用することで、規則は内容中立で時間、場所、態様の制限に限るべきである。さらにディスプレイや展示のスペース、印刷物の配布スペースを開放している場合も集会室と同じ扱いにすべきで、例えば印刷物の配布スペースの場合、印刷物1点当たりの部数、印刷物の大きさ、印刷物の滞留日数を含む方針を検討すべきであると確認している。

解説文のまとめは以下のようなものである。「宗教は図書館利用者にとって非常に微妙で、時には論争を生む。まさにこれが理由がために、宗教には最大限の保護が与えられるべきで、合衆国憲法修正第1条、ALA『図書館の権利宣言』が多種多様な形で保護を約束している」。党派的な政治グループと同じように、宗教グループによる集会室の利用についても次章で扱う。

3.2 ラベリングと格付けに関わる解説文

次のグループは「(B)ラベリングと格付けに関わる解説文」である。(2)『ラベリング・システム』(2015年6月30日採択)と(3)『格付けシステム』(2015年6月30日採択、2019年6月26日修正)は新しい解説文とされているが、実際には第2次世界大戦直後の社会状況や図書館状況にまで起源をたどることができる。

3.2.1 ラベリングと格付けに関する方針の歴史

ラベリングと格付けに関するALAの方針の歴史を確認しておくと、ALAは1951年7月に『ラベリング声明』⁽³⁰⁾ (*Statement on Labeling*) を採択した。これはマーカージズム期にあって、共産主義文献へのラベルの貼付を求める動きへの対応で、読者に前もって偏見を持たせるラベリングに強く反対した。そののち1971年から知的自由委員会は『図書館の権利宣言』解説文を作成していくのだが、その最初の解説文として指定された文書の1つがこの『ラベリング声明』⁽³¹⁾であった。そののち1981年7月の修正で「指示の手立てを与えるためや、資料へのアクセスを容易にするための、組織的な計画を排除するものではない」との一文を追加した⁽³²⁾。『ラベリング声明』はさらに1990年6月に修正された⁽³³⁾。表題は「ラベリング声明」だが、1990年版には格付けも取り上げられ、既述の分量もラベリングよりもむしろ格付けの方が多かった。そのため2005年の修正で標題を「ラベルと格付けシステム」(*Labels and Rating System*)と変えた⁽³⁴⁾。この2005年版では、ラベリングについて「指示の手立ては結果として偏見を持つラベリング

になりうる」との判断を盛り込んだ。要するに指示的手立てがアクセスの禁止に使用されたり、特定の思想の推奨を示唆したりする場合、それは偏見を持たせるラベリングと同じ結果になるとした。これは重要な追加である。ところで2005年に格付けを加えた理由は、映画やフィルムに例えばアメリカ映画協会 (Motion Picture Association of America) といった私的団体が成人向け、未成年者に不適といった格付けを導入し、そうした格付けを図書館が機械的に利用者に適用することを戒める内容であった。それは私的な外部団体に一種の検閲を許すことになる。同時にフィルムの容器などにそうした格付けが添付されている場合、格付けの貼付や記載を剥がしたり消したりすることは、解説文『図書館資料の部分的な削除』に反し、許されることではないとした。2009年7月には「ラベリングと格付けシステム」(Labeling and Rating System) と名称を変更し⁽³⁵⁾、2014年7月1日に修正された⁽³⁶⁾。そして2015年6月30日にはラベリングと格付けを分離させて、各々独立した新解説文となった。『格付けシステム』はさらに2019年6月26日に修正されている。

3.2.2 『ラベリング・システム』2015年6月30日採択⁽³⁷⁾

以上を前提とし2015年版『ラベリング・システム』をみると、従来の『ラベリングと格付けシステム』と内容に相違はないが、指示的手立てについては興味ある説明がある。それは以下のようにになっている。

ラベルは資源の組織化や利用者への案内のための図書館公認の手段になりうる。

ラベルは参考図書やフィクションを指す色のついた小さい丸点やテープの細片かもしれないし、デューイ10進分類や議会図書館の図書請求番号システムかもしれない。前者は単純、後者は入念なシステムである。

この説明はあくまで「ラベル」であって「ラベリング」ではないといえるかもしれないものの、「指示的手立て」であるのはまちがいが無い。ここで図書請求番号を示すラベルなども取り上げていることは興味深い。重要なことは図書館の意図がどうであれ、指示的手立てが好意的な意図に依拠するものであっても、偏見を抱かせるラベル、ラベリングになりうるという指摘の確認である。

付言すると、好意的な支持的手立てが偏見を抱かせるラベリングになる顕著な例は、キリスト教文学のフィクション・ジャンルを設けて、資料に十字架をはじめとする宗教的象徴を貼付する、児童部門の宗教書のところに十字架のイラストを用いて所在を示す、クリスマス行事に関連してクリスマスツリーに十字架を配置するといった場合である⁽³⁸⁾。さらに分類法や件名標目などはラベリングと無縁と考えられるかもしれないし、図書請求番号などは確かに資料を探し出すための指示的手立てといえる。しかしながら例えばサンフォード・バーマン (Sanford Berman)⁽³⁹⁾は議会図書館の件名標目表が差

別と偏見に満ちていることを明らかにしたのだが、こうした場合、指示の手立てが結果として前もって偏見をもたらすラベリングと同じ結果になるといえよう。

3.2.3 『格付けシステム』2019年6月26日修正⁽⁴⁰⁾

一方、2019年版の『格付けシステム』を2014年版『ラベリングと格付けシステム』と比較すると、基本的な内容に変化はないが、いくつかの事柄が追加されている。特に目立つのは、「図書館の目録やディスカバリー・システムに現れる格付けシステムは、知的自由の原則への明確な挑戦になる」との記述で、以下のように記している。

目録基準は図書館の書誌レコードに格付けを含める機会を提供しているので、多くの図書館が格付けを含めている——そのような格付けを含む標準レコードを受容している図書館もあるし、資源に関して最大限の記述情報を提供したいと願っている図書館もある。格付け情報の提供は、図書館の目録作業での最善の実践として求められてはいない。理由はともかく、図書館が格付けを含めると選んだならば、図書館は格付けの出所を示し、図書館は外部の格付けシステムを推奨しないと示すべきである。

要するに図書館の目録やディスカバリー・システムの書誌レコードに格付けを含めるのは図書館による推奨と解釈されかねないので、そうした格付けの出所を明示せずに組み込むのは『図書館の権利宣言』に違反するということである。

この解説文は具体的な会社名などは示されていないが、学校図書館で常に問題になるのは私企業による、図書が対象とする学年や年齢を添える一種の読書案内サービスである。『知的自由マニュアル』第10版は学校図書館が直面している知的自由の問題について格付けとラベリングを取り上げ、以下のように書いている。

ラベリングの問題はアクセラレイティッド・リーダー (Accelerated Reader) といった会社から図書を購入するときにも生じる。そうした会社は各図書について対象学年を決定する定式を適用している。学年ラベルは生徒に読書を許す図書を決定するために用いられる (そして、しばしば強制される)。この種の汚名や生徒のプライバシーへの侵入は屈辱を与え、からかいやいじめを促進するし、レクリエーションの読書をくじく⁽⁴¹⁾。

そしてこうしたツールを用いて図書の選択や読書の指導をしている学校図書館について、次のように危機感を表明した。「学区が専門的な学校図書館員の必要性を疑問にするにつれて、この側面は今後の会話の主要なトピックになるに違いない」。アメリカの学校図書館員の数は2000年から2015年の間に約20パーセント減少しており⁽⁴²⁾、こうしたツールの出現と学校図書館での利用が、学校図書館員の専門性という基本的な問題に帰着するということである。

以上まとめると、ラベリング声明は共産主義資料や破壊的資料へのラベルの貼付を求める動きへの対処として採択された。そののち読者への指示的案内はラベリングではないと確認した。さらに指示的案内もラベリングになる可能性があるとの認識を示した。そして最新版では図書請求番号や分類法（指示的案内と把握できる）も解説文の中に取り込んだ。格付けはもともとアメリカ映画協会などの格付けを図書館が用いないとともに、そうした格付けが容器に添付されている場合、それを剥がすことも『図書館の権利宣言』に反するとした。最近の格付けについての解説文もこの基本的把握に変化はない。しかし目録での書誌情報、図書館のディスカバリー・システム、さらにさまざまな団体によるインターネット上での資料の格付け、アクセラレイティッド・リーダーといった会社の格付け、さらにホームページに頻出する5段階の星印まで非常に多くなっており、それらを図書館は採用しないように再確認している。さらにここには利用者生成コンテンツも関係するので、ラベリングや格付けの問題は広がりを見せている。

3.3 インターネット関係

最後に「(C)インターネットに直接的に関わる解説文」で、(21)『インターネット・フィルタリング』（2015年6月30日採択）と(24)『図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ』（2016年1月12日採択、2019年6月24日修正）である。前者は図書館がインターネット端末を配置した後、早くから問題になった憲法の保護下にある情報の遮断に対処する解説文であり、後者はソーシャルメディアなど相互交流機能が高まってきたことに対応する解説文である。

3.3.1 インターネットにたいする基本姿勢：2015年まで

ALAが『図書館の権利宣言』の解説文として電子情報を扱ったのは1996年1月に採択された『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』⁽⁴³⁾が最初である。1995年頃になると電子情報の扱いについて図書館界での関心が高まり、この解説文は基本的姿勢を設定したものであった。すなわち思想や情報へのアクセスを保障する機関として、図書館は電子情報へのアクセスを提供しなくてはならず、合わせてプライバシーの保護を訴えている。1996年2月に「通信の品位に関する法律」(Communications Decency Act)が成立した。同法の意図は18歳未満の人から「下品な」(indecent)資料を遠ざけることにあり、そこではインターネットを放送メディアとして位置づけていた。これにたいしてALAやアメリカ自由人権協会が別個に同法を憲法違反として提訴した。両裁判は統合され、リノ対アメリカ自由人権協会事件 (*Reno v. American Civil Liberties Union*)として扱われた。1997年に合衆国最高裁は満場一致で同法を憲法違反 (521 U.S. 844 (1997)) とし、そのことによってインターネットは最も保護の厚い活字メディアと

同じ扱いを受けるようになった。すなわち猥褻、チャイルド・ポルノグラフィ、さらに未成年者には「未成年者に有害」といった憲法の保護下でない資料を除いて、合衆国憲法修正第1条の保護下に置かれたのである。

1996年の『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』ではフィルターソフトや情報の遮断についての言及はなかったが、1997年7月には『図書館でのフィルターソフトの使用に関する決議』(*Resolution on the Use of Filtering Software in Libraries*)、『図書館でのフィルターソフトの使用に関する声明』(*Statement on Library Use of Filtering Software*)を採択した⁽⁴⁴⁾。例えば前者の決議では、「アメリカ図書館協会は、憲法の保護下にある言論へのアクセスをブロックするために、図書館がフィルターソフトを用いることを、『図書館の権利宣言』に違反すると確認する」と言い切っている。しかしこの原則への固執は修正を余儀なくされる⁽⁴⁵⁾。

子どもをポルノグラフィ（さらには暴力、麻薬、同性愛など）から保護するという社会的関心は高く、それを受けて2000年に連邦議会は「子どもをインターネットから保護する法律」(*Children's Internet Protection Act*)を採択した。同法は学校図書館や公立図書館がインターネット接続のために連邦補助金を得る条件として、技術的保護手段すなわちフィルターソフトの導入を義務づけていた。同法にたいしてもALAは憲法違反として提訴した。連邦地裁はALAの訴えを認めたが、2003年に合衆国対ALA事件(*United States v. American Library Association*)で最高裁判所は同法を合憲とした(539 U.S. 194 (2003))⁽⁴⁶⁾。最高裁は、成人は憲法の保護下でない資料を除いてアクセスする権利を有していると確認した。最高裁判決が公立図書館への同法の適用を支持した主たる理由は、成人は要請によってフィルターを解除できるという点にあった。またあくまで補助金獲得の条件であり、補助金を希望しない図書館はフィルターソフトの是非について自館で独自に判断できるということであった。なお学校図書館を代表する原告はおらず、判決は公立図書館を対象にしていた。

同法が採択された後のALAの関心は、当然ながらフィルターソフトへの対処に重点が置かれた。2005年1月に修正された解説文『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』⁽⁴⁷⁾は、公費支弁の図書館は憲法の保護下にある情報へのアクセスを提供する法的責任を持つとしたのち、次のように述べている。

連邦、州、カウンティ、自治体、地方、あるいは図書館管理機関は、……インターネットのフィルターソフトをはじめとする技術的手段の導入を求める。しかしフィルターソフトなどの導入は『図書館の権利宣言』と相容れない……。もし図書館が情報へのアクセスを遮断する技術的手段を用いるなら、憲法の保護下にある言論の遮断を最小限にするために、最も制限が少ない水準に設定すべきである。成人は憲法の保護下にあるすべての情報にアクセスする権利を保持し、時宜に応じて、情報

へのアクセスを遮断する技術的手段の解除を求める権利を有する。未成年者も憲法の保護下にある情報にアクセスする権利を保持し、最低限として、時宜に応じて、誤って遮断された情報へのアクセスを、図書館や図書館員に求める権利を有する⁽⁴⁸⁾。

ALA とりわけ知的自由委員会の考えは、基本的にフィルターソフトは導入せず、インターネットの利用についての教育的取り組みを重視するもので、それが自立的、批判的に思考できる市民の育成に寄与するというものである。しかし大多数の学校は連邦補助金を得ていたし、得ている。2012年のアメリカ学校図書館員協会 (American Association of School Librarians) の年次調査 (School Libraries Count!) ではインターネットに関する付帯調査を加えているが、そこでは98パーセントの学校図書館がフィルターソフトを用いていた。この調査が繰り返されることはなかったが、2019年にヘレン・R. アダムズ (Helen R. Adams) が実施した調査でも、やはり98パーセントの学校がフィルターソフトを導入していた⁽⁴⁹⁾。そうした現実を無視して原則に固執することは、すなわち現実との乖離があまりに甚だしくなると、『図書館の権利宣言』(および解説文) の実効力を弱体化させる。そのため原則を指摘しつつ、現実的な方式としてフィルターソフトの設定を最小にし、かつフィルターやサイトの解除を速やかに行う手立てを講じるという方向に向かう。このような2005年に設定した基本的考えはその後も踏襲される。フィルターソフトへの関心は非常に高く、それは図書館の拠って立つ使命や倫理と直接的に関係しているからである。そのため ALA は非常に多くの決議、声明、方針を採択している⁽⁵⁰⁾。

3.3.2 『インターネット・フィルタリング』：2015年6月30日採択⁽⁶¹⁾

既述の2005年版『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』で示された立場の表明はその後一貫しているが、2015年6月になって改めて『図書館の権利宣言』解説文として『インターネット・フィルタリング』が採択された。この解説文は上述の考えを確認したもので、基本的に内容に変わりはない。ただし学校や子どもへの対応に従来よりも紙幅が割かれている。

解説文によると、学校では「子どもをインターネットから保護する法律」の要件が誤解され、憲法の保護下にある多くの画像やテキストが、過度に制限的なフィルタリングによって遮断される結果になっている。教育者はインターネット上の豊かな資源を教育に利用できず、未成年者の生徒は学校の宿題や個人的な関心に適したコンテンツを遮断されている。しばしば双方向性のウェブサイトやソーシャルメディアのサイトは制限されているので、教育者はグローバルなデジタル環境での生活や仕事を生徒に教える課題を作成できない。多くの場合、生徒は文書、ビデオ、画像、音楽、その他のオリジナルなコンテンツを、級友や広い世界とともに創作、共有することを妨げられている。その

ため価値ある学習機会が失われている⁽⁵²⁾。

解説文は、コンテンツ・フィルタリングが学校と図書館に3つの重要な影響を与えてきたとまとめる。第1にコンテンツ・フィルタリングは、個人的にアクセスできる支払い能力を持つ人と、公費投入の（そしてフィルターが装備された）アクセスに依存する人との間で情報格差を拡大した。第2に問題があるとか不快と考える人がいるコンテンツへのアクセスを制限するためにコンテンツ・フィルタリングが装備される時、問題があるとか不快とされるコンテンツのカテゴリーには、しばしばマイノリティの見解、宗教、論争的なトピックが含まれる。そのことによって、フィルターは偏向と差別のツールになり、これらの資料へのアクセスを拒否したり制限したりすることで、利用者を周縁に追いやる。最後に公立図書館や学校で過度の遮断が生じる時、インターネットにアクセスする他の手段を欠く図書館利用者、教育者、生徒は、予想ができず信頼できないフィルターが許すコンテンツに限定されてしまう。まとめは次のようになっている。

ALA はこれまでの諸決議と同じように、フィルタリングを推薦できない。しかしALA は地方の図書館や学校が地方の決定権者と地方での検討に支配されていること、それに多くの場合、コンピュータやインターネットへのアクセスに連邦や州の資金に頼らざるを得ないことも認識している。成人は修正第1条の権利、未成年者も少し程度は劣るものの修正第1条の権利を持っているので、コンテンツ・フィルターの使用を選ぶ図書館や学校は、フィルタリングの悪影響を最大限に軽減する方針や手続きを実施すべきである。そこでは利用者が遮断されたウェブサイトやコンテンツの解除請求を行うことを許可、奨励すべきで、解除は遅滞なく、また利用者のプライバシーを十分に配慮すべきである。

3.3.3 『図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ』2016年1月12日採択、2019年6月24日修正⁽⁵³⁾

いま1つこの時期に採択されたインターネットを中心とする新解説文として2016年1月に採択され、2019年6月に修正された『図書館ディスカバリー・システムにおける利用者生成コンテンツ』がある。1995年頃から公立図書館は利用者用インターネット端末を配置し、2000年になるとほぼすべての図書館が端末を配置していた。ただしこの頃のインターネットは図書館からの情報の提供という側面が強かった。しかし2006年頃からTwitterなどにソーシャルメディアという語が使われ始め、スマートフォンの使用とともにソーシャルメディアの活用が急速に広まっていった。なおディスカバリー・サービスとは、「図書館目録、定期刊行物データベース、機関リポジトリ、デジタル蔵書といった複数の資源を横断して検索するために、ウェブを拠点に利用者に単一のインターフェイルを提供する」⁽⁵⁴⁾サービスをいう。それと同時に利用者が生成したコンテンツを掲示

(post)、寄与 (contribute) するという双方向の情報の共有や対話が急速に発達してきた。これは『図書館の権利宣言』の前文が規定する「情報や思想のひろば」としての図書館の可能性を大いに拡大するものであったが、それに伴い意識すべき課題も出現してきた。この解説文はこうした課題への基本的な姿勢を示すものである。同解説文の骨子は以下のようになっている。

図書館目録、機関リポジトリ、デジタル蔵書、ディスカバリー・システムなどには、ソーシャルメディアの構成部品や知識共有のツールを含むことが可能で、それによって利用者に図書館やコミュニティと話し合う機会を与え、知識の共有を生み出し、情報と学習のための機関としての図書館の価値を高めることができる。図書館はディスカバリー・システムを利用者生成コンテンツに開く義務はない。また利用者生成コンテンツの揭示を、例えば有効な図書館カードの所持者に限定できるし、制限が利用者の見解、信条、所属関係に関わらない限り、利用者生成コンテンツの主題を限定できる。解説文はこのように述べるものの、「思想や情報のひろば」である図書館が、より広く利用者生成コンテンツを取り込み、思想や情報の交流を広め深めるのが『図書館の権利宣言』の精神に沿うことは疑問の余地はなく、次のように述べていく。

利用者生成コンテンツという機能を提供するディスカバリー・システムは、利用者による意見の発表、単純な格付けシステム（例えば、1つ星から5つ星）の使用、議論への関与を許す。ここでは利用者生成と図書館生成のコンテンツの区分が必要になる。利用者生成コンテンツが検索機能（例えば、多くの星印の付いた資料が検索結果の上位に出現する）と結びつく時は注意が必要で、そうした検索機能を初期設定に用いず、利用者の選択にすべきである。この部分の説明は2つを指摘しており、まず利用者と図書館が生成した部分の明確な分離が必要なのは、それが曖昧だと図書館がコンテンツを推奨しているのではないかと思われたりすることにある。いま1つはさまざまな利便性の高い機能は利用者と利用のデータを結びつけることで可能になるのだが、そうした機能に参加することを初期設定にしてはならず、利用者が選択し利用者の同意を獲得するということである。これはプライバシーや図書館記録の秘密性に関わることで、さらに本解説文の後段でも指摘される。

公費支弁の図書館がディスカバリー・システムへの利用者生成コンテンツの発表を選択すれば、その意見表明システムは制限的パブリック・フォーラムになる。この意味は、そうして生まれる空間は公立図書館自体と同じように制限的パブリック・フォーラムになるということである。すなわち発表の内容、発表者の見解や所属関係などでの制限は許されず、制限するにはやむにやまれない政府の利益を達成するために、狭く設定された制限でなければならず、また代替となる措置を考える必要があるということである。

図書館はディスカバリー・システムにコンテンツを発表した利用者のプライバシーを

保護しなくてはならない。利用者生成コンテンツの管理や貯蔵に関わる第三者のプロバイダーと利用者データ収集方針を検討する必要がある。個人データが収集され第三者のプロバイダーと共有する以前に、利用者の同意を獲得しなくてはならない。また図書館利用データの収集や蓄積については初期設定で収集にするのではなく、選択的参加という形で利用者の同意を獲得するということである。

インターネットを土台にした利用者志向のサービス、利用者にとっての利便性の高いサービスについて、ALAは積極的に提供すべきとの基本姿勢を維持している。と同時にそのためには意識、検討しておくべき課題があり、それを示したのが本解説文である。インターネットに関しては、現在ではフィルタリング・ソフトウェアの扱いよりも、本解説文が示す事柄に関心は移っている。

4 集会室の扱いの変遷⁽⁵⁵⁾

4.1 図書館集会室をめぐる2つの事件

1970年代から公立図書館は集会室や展示空間の利用に積極的になってきたのだが、宗教グループや党派的な政治グループに集会室を貸さないというのが一般的な方針であったように思われる。前者は修正第1条の国教禁止条項を受けたもので、後者は政治に巻き込まれないという関心からの措置であったろう。こうした集会室をめぐる事件は地方レベルで多くの問題が生じていると思われるが、はっきりと表に出るのは裁判になった場合である、それを本章では取り上げる。

裁判はともかく比較的最近に生じた集会室の利用をめぐる断片的な例を2つ指摘しておく。言論の自由やプライバシーに造詣が深いメアリー・ミノウ (Mary Minow) が公立図書館員であった時、永遠で限りのない霊的な存在である魂を追求するエッカーカー (Eckankar)⁽⁵⁶⁾が「永遠の魂と魂の追求」をテーマにフィルムの上映を図書館に予約し、承諾を得ていた。当日になって、複数の教会が怒りの電話を図書館にかけ、集会室の利用を中止しなければ、ピケやデモをすると伝えた。これらの教会は図書館集会室の利用を願っていたが、宗教グループは集会室を利用できないとの規則によって、利用が拒否されていた。ミノウはエッカーカーが宗教グループであることを確認した。そしてすでに承諾した当日の集会室利用は認めるが、今後は集会室を利用できないとエッカーカーと教会グループに伝えた。双方ともにこの措置に納得したという。問題は解決したのである。しかしミノウにしても公立図書館(集会室)がパブリック・フォーラムであることを認識していなかったという。すなわち宗教グループや党派的政治グループを締め出しても、何の問題もないと考えていたのである。ミノウはこの措置を振り返り、エッカーカーにしても教会にしても、宗教グループへの利用拒否について提訴していたならば、

原告はいずれも勝訴しただろうと述べ、この事件をぞっとする事件として回想した⁽⁵⁷⁾。このミノウの回想は、公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと認識していない図書館員が多いこと、宗教グループや党派的な政治グループによる集会室の利用を拒否することに問題を感じていない図書館員が多いことを示している。

2014年7月にニューヨークでエリック・ガーナー (Eric Garner) が白人警察官の暴力で死亡し、翌8月にはミズーリ州ファーガソン (Ferguson) でマイケル・ブラウン (Michael Brown) が白人警察官に射殺された。ブラウン射殺事件の翌日にファーガソンで行われたデモ行進や暴動で「ブラック・ライブズ・マター」(Black Lives Matter: BLM) は世界的に知られるようになった。テネシー州のBLM ナッシュビル (Nashville) 支部は、2015年10月からナッシュビル公立図書館の集会室で月例の会議を開いていた。しかし2016年2月になって、図書館はBLM支部に集会室を貸せないと知らせた。その理由は同支部の会議が非黒人を排除しているからである。図書館の集会室利用規則第3条は「図書館集会室で行われるすべての活動は一般の人や報道機関に開かれていなくてはならない」と定めており、この規則に反しているというのである。こうした規則は集会室利用を申し込む書式に明示されていた。BLMはこの通知に不満を持っていたが、最終的には図書館の方針の重要性を理解し、図書館の方針やこれまでの活動を讃え、次回からは地元のメソヂスト教会で会議を開くことにした⁽⁵⁸⁾。

ミノウの場合、法律や言論の自由への造詣の深い図書館員であっても、公立図書館の基本的性格を理解していないとともに、宗教や政治グループの排除を当然と考えている図書館員が多いことを示している。ナッシュビルの例は、集会室の利用規則で時間、場所、態様での方針を明確に設定し、それを一貫して執行することの重要性を示している。

これらを前置きに図書館集会室の利用について歴史の変遷を略述する。

4.2 宗教グループと図書館集会室の利用

4.2.1 『図書館の権利宣言』での集会室の扱いと「アメリカを懸念する女性」事件(1989年)

1939年初版『図書館の権利宣言』は第3条で集会室の利用を以下のように定めていた。

第3条：民主的な生き方を教育する一つの機関として、図書館は、社会的に有用な活動や文化的な活動のために、また現今の公共の問題を討論するために、集会室の利用を特に歓迎すべきである。図書館の集会室は、コミュニティのすべてのグループにたいして、構成員の信条や所属関係にかかわらず、平等に提供されなければならない。

この集会室規定は若干の文言の修正を経て、1980年版と2019年版『図書館の権利宣言』では次のようになっている。

第6条：展示空間や集会室を、その図書館が奉仕する〔コミュニティの〕構成員（public）の利用に供している図書館は、それらの施設の利用を求める個人やグループの信条や所属関係にかかわらず、公平な基準で提供すべきである。

ここで問題となるのは「公平な基準」（equitable base）である。ところで1970年代になって集会室や展示空間などの積極的な活用が公立図書館で目立ってきたが、クー・クラックス・クランや同性愛の団体の利用については、当地のコミュニティで大きな問題になった。そのため1981年にALAは『展示空間と集会室』⁽⁵⁹⁾を『図書館の権利宣言』の解説文として採択し、『図書館の権利宣言』第6条をいっそう具体的に説明することにした。この1981年版『展示空間と集会室』では以下のような説明の段落があった。

図書館は集会室や展示空間へのアクセスを、図書館が奉仕する当のコミュニティの構成員に限定してもよいし、特定の範疇のグループに限ってもよい。しかし、こうした限定を、ある見解や、ある物の見方を唱導する団体をひいきするために使ってはならない。例えば、宗教グループに集会室の利用を許している図書館もあれば、許していない図書館もある。『図書館の権利宣言』第6条によると、宗教グループの教義にかかわらず、あらゆる宗教グループを同じように取り扱う限り、いずれの図書館の方針にも問題はない（下線は川崎）。

この段落は『図書館の権利宣言』第6条が示す「公平な基準」を具体的に説明したものである。しかし1989年に図書館集会室の使用を拒否された宗教団体に有利な判決が下され（「アメリカを懸念する女性」事件）、1990年6月にALAは暫定的措置として2つの文を無効にすると決定した。それが上に示した下線の部分である。そして1991年に解説文『展示空間と集会室』は分割され、『展示空間と掲示板』⁽⁶⁰⁾、『集会室』⁽⁶¹⁾と別途の解説文になった。『集会室』では、上記に関する部分は以下のように変化した（括弧内は『展示空間と掲示板』での文言）。

集会室（展示空間）の利用に関する方針文書は、包括的な語を用い、限定的な語を避けるべきである。例えば、図書館の施設（展示空間）を「教育的、文化的、知的、慈善的な活動に資する団体に」開放するという方針の場合、施設利用（展示空間の利用）の限定という点では包み込む言明である。この定義は宗教グループの施設利用（展示空間利用）を認めることになる。というのは、宗教グループは知的活動に従事しているからである。一方、営利目的の施設利用（展示空間利用）は、ほとんどが排除されることになる。

さらに宗教グループの扱いに関しては、「慈善グループやスポーツクラブにたいして、活動討議の場として図書館集会室の利用を許しているとする。この場合、党派的な政治グループや宗教グループにも、そうした場としての集会室利用を認めねばならない」、「多種多様な市民団体にたいして、集会室を開放しているとする。この場合、宗教団体

のアクセスを拒否できないであろう」と確認した。また同解説文では集会や展示を申し込んだ団体の信条や所属関係、それに集会の内容で利用が左右されてはならないと確認するとともに、時間、場所、態様についての内容中立の規則は適切に定めてよく、さらに利用に用いる言語にも配慮すべきとしている。このように集会室の宗教グループの利用については1989年の「アメリカを懸念する女性」事件を契機に、方針上で大きな変化があった。そして最新の2019年1月版の『集会室』では1991年版と基本的に同じ内容であるが、「宗教グループに図書館集会室やスペースの利用を許しても、修正第1条の国教禁止条項の侵害にはならない」と確認した。

方針の転換をもたらした「アメリカを懸念する女性」（オックスフォード公立図書館）事件（1989年）⁽⁶²⁾の骨子は以下である。「アメリカを懸念する女性」がミシシッピ州オックスフォード公立図書館に集会室の利用を申し込んだものの、宗教団体を理由に拒否され、それを不満として同団体は裁判に持ち込んだ。連邦地裁と連邦控裁は同じ内容の判決を下したが、重要点は2点である。(1)図書館集会室はパブリック・フォーラムになっている：利用実態からして集会室は制限的パブリック・フォーラムになっており、利用を拒否するやむにやまれない州の利益が示されていない。(2)「アメリカを懸念する女性」による集会室の利用は国教禁止条項に違反しない：図書館が集会室を提供する目的自体は世俗的である。たしかに「懸念する女性」の目的は、教育や人道主義的援助などを通してキリスト教の価値の保持、擁護、促進にある。しかし宗教グループが集会室の利用を独占（dominate）し、フォーラムである集会室の「主たる効果」（primary effect）が宗教の促進になっていることを実証しない限り、等しいアクセスの方針は国教禁止条項に抵触しない。オックスフォード事件は原告「アメリカを懸念する女性」の勝訴であった。この判決を受けて上記のようにALAの解説文が大きく転換したのである。ただし宗教グループによる集会室の利用については、オックスフォード事件で終結したのではなかった。この事件を起点に以下のように裁判事例は展開していく。

4.2.2 その後の宗教グループと集会室の利用をめぐる裁判

1999年にクリストファー・ファイファー（Christopher A. Pfeifer）は、創世記委員会（Genesis Commission）を創設した。この団体は非営利のキリスト教の教育団体で、創造説について住民への教育や啓蒙を目的としていた。ファイファーはウィスコンシン州ウェストアリス（West Allis）公立図書館の集会室利用を申し込んだが、そこでは創造論ワークショップ（Creation Science Workshop）を「一般住民に開かれた」形で開催するとなっていた。図書館は集会室の利用を拒否した。宗教教育を含んでいるとの理由である。ファイファーは、図書館の措置は修正第1条、修正第14条が規定する権利を侵害しているとして連邦地裁に提訴した。連邦地裁は2000年4月に判決を下し、そ

の骨子は以下のとおりである⁽⁶³⁾。図書館集会室は制限的パブリック・フォーラムであり、原告の利用を排除するにたる州のやむにやまれない利益は示されていない。またこの事件に国教禁止条項は適用されない。原告を集会室から排除することは、修正第1条、修正第14条に反している。このように判決は「アメリカを懸念する女性」事件の判決を踏襲した。それはまた1991年に採択された『図書館の権利宣言』解説文『集会室』に沿う判決であった。

異なる側面が組上に載せられたのが、フェイスセンター事件（2006年）⁽⁶⁴⁾である。フェイスセンター（Faith Center Church Evangelistic Ministries）は宗教団体で、宗教的な観点から諸問題の討議、祈り、聖書や宗教書の論議、食事会の開催などを行っている。これらの会合は伝統的な教会の建物で行われておらず、カリフォルニア州コントラコスタ（Contra Costa）公立図書館の集会室の利用を申し込んだ。しかし利用を拒否され裁判になった。連邦地裁は原告の訴えを認め、図書館は連邦控裁に上訴した。

控裁は地裁判決について次のように指摘した。礼拝は修正第1条の保護下にある、国教禁止条項は集会室の拒否を正当化しない、集会室は制限的パブリック・フォーラムであるについては、地裁と控裁で合意があった。地裁は、礼拝は他の形態の宗教的言論と区別できない、宗教的性格を持つ許される言論から礼拝を排除するのは見解に依拠する差別であるとの判断を下したが、控裁はこの2点について判断を異にした。控裁によると、たしかに広範な表現活動に集会室は開かれているが、それは見境のないものではない。学校の授業での集会室利用を拒否するのは、コミュニティの集会室という性格を公立学校の教室に転換しないために妥当である。同じように集会室での礼拝を認めることは、コミュニティの集会室を教会に変えることになる。判決によると、集会室利用の拒否は見解に依拠する差別ではなく、フォーラムの目的に一致しない主題（subject matter）や活動を排除することで、何ら不適切なことではない。

フェイスセンターは、(1)「祈り、賛美、礼拝」は教育的、文化的、コミュニティ関連の活動であり、その禁止は見解に依拠する差別である、(2)礼拝は集会室で許されるその他の宗教的活動と区別することはできないと主張していた。(1)について、控裁判決は午後の礼拝の部分は見解への差別ではなく、主題での制限であると判断した。(2)に関して地裁判決は、たしかにフェイスセンターの集会は「典型的な宗教」の部分と世俗的な部分で構成されるが、同時に礼拝と世俗的な部分の分割が不可能と判断し、集会室の利用を妥当としていた。この点について控裁は、午前の「ワークショップ」は世俗的な目的を有し、一般的な集会室利用と相違はないとした。そして午後の礼拝の部分は、図書館が扱う「主題」から外れるとして何ら問題はないと結論している。そして地裁は世俗的部分と礼拝を区別するのは困難であるとしたが、控裁はフェイスセンター自体が午前と午後の性格の相違をはっきりと認識しているとして、地裁判決の論理を切って捨てた。

控裁判決の結論をまとめると、フェイスセンターの午前中のプログラムは通常の集会室利用規則に合致し、その主催者がかりに宗教団体であるとしても拒否できない。しかし午後の礼拝については、主題・カテゴリーとして、集会室利用の枠外におけるし、そうした位置づけをしている限り、法律に違反しない。参考までに、同意意見を示した裁判官の考えは、本判決のように持って回った論を展開する必要はなく、憲法が規定する国教禁止条項を厳格に守らなければならないとの意見であった。いま1人の裁判官による反対意見は、地裁判決と同じように、礼拝と宗教的言論を区別することはできず、礼拝自体が言論であり、礼拝の禁止は見解にたいする差別であるとの考えであった。結局、2009年7月、同館は礼拝のための図書館集会室の利用制限を取り除いたという。

「アメリカを懸念する女性」事件とクリストファー・ファイファー事件は、宗教的な団体が図書館集会室を用いて、一般向けの会合やワークショップを開くことの是非が問われた。両裁判はいずれも、通常の図書館集会室の利用と把握して原告の訴えを認め、ALAも解説文『集会室』で判決を追認した。しかしフェイスセンター事件は新たな段階に踏み込んでいた。すなわち世俗的な部分と礼拝とが組み合わされている場合、図書館はどのように対処すべきかという問題である。フェイスセンターの地裁判決は、プログラム全体としての一体性を強調し、かつ礼拝を憲法で許された言論である限り、礼拝の禁止は言論の差別、見解に依拠する差別になるとした。控裁は礼拝の部分の拒否は見解に依拠する差別ではなく、図書館集会室の利用目的に関わる主題（カテゴリー）の排除であり、それは許されるとした。

この新しい段階の裁判事件が2008年にも生じており、それがコミュニティバリュー（Citizens for Community Values）事件である。この団体は非営利の慈善、教育、宗教団体で、オハイオ州法の下で組織されている。同州アッパーアーリントン（Upper Arlington）公立図書館の集会室の利用規則は、「集会が住民に公開のもので、参加が無料である限り、コミュニティのすべてのグループにたいして、構成員の信条や所属関係にかかわらず、平等に提供する」となっている。と同時に、「営利的、宗教的、政治的なキャンペーンの会合には利用できない」と定め、宗教については「礼拝（religious service）を行わない場合、集会室の利用は認められる」と定めていた。そして実際、図書館は礼拝を含まない宗教的な会合には幅広く集会室を利用させていた。

コミュニティバリューは2008年2月に「政治と教会」（Community and Pulpit）というプログラムを実施するために、図書館集会室の利用を申し込んだ。このプログラムは、(1)キリスト教徒と政治との関わりについて聖書をもとに討論する、(2)キリスト教徒と政治との関わりについて法律をもとに討論する、(3)政治における教会の正しい役割に導きを得るために神に祈る、(4)政治参加への自由について神に感謝し賛美するという4つの部分で構成されていた。図書館長は集会室利用規則に反するとして、次のように説

明した。(3)と(4)は「礼拝それ自体を構成する要素」で集会室の利用は許されないが、(1)と(2)は諸団体が集会室を利用するのと同じなので集会室を利用できる。この館長の説明について、コミュニティバリューは修正第1条に違反するとして連邦地裁に提訴した。判決は2008年8月に下されている⁽⁶⁵⁾。

裁判所が設定した問題は、修正第1条に照らして、図書館側が「礼拝それ自体を構成する要素」という部分も含んで、「政治と教会」プログラム全体に集会室を利用できるのか否かということであった。すなわち問題は「礼拝それ自体を構成する要素」をどのように解釈するかであり、その点でフェイスセンター事件と類似の事件といえる。

判決は原告の言論が憲法の保護下に入ると確認し、集会室を制限的パブリック・フォーラムと確認した。図書館の主張は「礼拝それ自体を構成する要素」とそれ以外に分け、前者の排除は見解中立で妥当な制限であると主張していた。原告は前者の排除が憲法で許されない見解に依拠する差別と主張していた。この両者の主張にたいして、判決は「礼拝それ自体を構成する要素」とそれ以外とを切り離すことは不可能であり、そうである限り図書館は見解による差別を行ったというものであった。すなわち以下がまとめとなる。

原告が提案した「政治と教会」の賛美 (singing) と祈り (prayer) という要素は、「政治と教会」の他の許される要素と切り離して、単なる礼拝 (religious worship) を構成するのではない。賛美と祈りは宗教的見解を伝える言論である。「礼拝それ自体を構成する要素」を含む部分を切り出して、原告を図書館集会室から排除するのは、見解による不法な差別であり、修正第1条が定める言論の自由という権利を侵害する。さらに図書館側は修正第1条が規定する国教禁止条項の遵守には、やまにやまれない州の利益があると主張していた。判決はこの主張も拒否した。図書館の集会室利用の全体的目的は世俗的なものであり、この集会室の主たる効果が宗教的効果になってはおらず、また宗教と過度に関わり合うこともないからである。宗教団体が利益を得るにしてもそれは付随的な利益に過ぎないからである。この部分は従来からの判決の確認であった。

いっそう最近になって福音主義キリスト教の裁判を中心的活動にするリバティカウンスル (Liberty Counsel) が、集会室での礼拝使用を禁じる3つの図書館を問題にした。2012年にオレゴン州のシーサイド (Seaside) 公立図書館は「礼拝や改宗」のための集会室利用を禁じていたが、最終的には方針を変更することと10,500ドルに裁判費用を加えて原告リバティカウンスルに払うことで解決した⁽⁶⁶⁾。2013年と2014年にはリバティカウンスルはマサチューセッツ州のローレンス (Lawrence) 公立図書館の集会室を、祈り、賛美、キリスト教思想の発表のために申し込んだが拒否された。同館の集会室規則では「改宗のために……あるいは人びとに特定の信条や見解への影響を与えるために用いること」を禁じていた。リバティカウンスルは裁判に持ち込み、図書館は宗教的見解や政

治的見解を含むように集会室規則を変更して解決した⁽⁶⁷⁾。2015年にはやはりリバティカウンスルがノースカロライナ州ウェイク（Wake）・カウンティ図書館の集会室規則を問題にした。同館は「宗教的な教育、礼拝、儀式」での集会室の利用を禁じていた。この裁判は両者が合意をして解決したが、原告リバティカウンスルの主張を認め図書館は100ドルを払った⁽⁶⁸⁾。

既述のように2016年に採択された解説文『アメリカの図書館における政治』は、宗教グループの集会室利用について、裁判所は一貫して宗教グループにも他のグループと同じように集会室を提供しなくてはならないと判示していると記していた。そして「図書館にとって最も安全な方針は、コミュニティのすべてのグループに同じ利用規則を適用すること」で、規則は内容中立で時間、場所、態様の制限に限るべきであると確認した。この説明は宗教グループによる世俗的な内容と礼拝そのものに言及してはいないし、区別してもいない。礼拝も含めて、内容中立、見解中立な時間、場所、態様の制限を活用すべきということである。宗教グループの図書館集会室の利用については長年にわたって問題であったが、ALAとしての一応の結論にいたったと考えてよい。

4.3 党派的な政治グループ、ヘイトスピーチ

過去の実践をみると、多くの図書館は宗教グループと党派的な政治グループを並べて、集会室の利用を拒否している場合が多かったと推察できる。1981年版『展示空間と集会室』では宗教グループについて触れられていたが、党派的な政治グループへの言及はない。『図書館の権利宣言』解説文に党派的な政治グループが出現するのは1991年の解説文『集会室』で、そこでは「慈善グループやスポーツクラブにたいして、活動討議の場として図書館集会室の利用を許しているとする。この場合、党派的な政治グループや宗教グループにも、そうした場としての集会室利用を認めねばならない」と定めている。したがって政党が利用を求めた時も、集会室は他の諸々のグループと同じように扱うことになる。メアリー・ミノウは、「もし党派的な政治グループが図書館の制限的な方針に挑戦した場合、勝訴しても驚くことではなかろう」⁽⁶⁹⁾と述べている。党派的な政治グループの利用拒否は難しいということである。既述の新解説文『アメリカの図書館における政治』はこうした方針を確認している。とはいえ、宗教グループや党派的な政治グループの扱いに一応の結論がだされたとしても、集会室利用の問題が解決されたのではない。そのことを示す1つの出来事が1991年版『集会室』の修正の過程で生じることになった。

4.3.1 かつてない短命の解説文『集会室』2018年6月26日採択とヘイトスピーチ

当然のことだが、公立図書館が集会室の利用を広く開放し、社会の分断や対立が先鋭

化すると、いずれの図書館でも集会室の利用をめぐる問題が生じる可能性が大いにあるし、現実の問題が生じている。2018年6月26日にALA評議会は1991年版『集会室』を修正し、新たに2018年版『集会室』⁽⁷⁰⁾を採択した。しかし採択直後から異論が出され、同年7月10日に知的自由部長ジェイムズ・ラルー (James LaRue) は2週間前に採択された『集会室』の検討を伝えている。検討委員会を設け、8月16日に評議会は6月に採択した『集会室』を無効にし、1991年版を暫定的に復活させた。評議員の内146名 (82パーセント) が投票し、140名が無効に賛成、反対は4名であった。そして2019年1月29日に現行の『集会室』を採択したのである⁽⁷¹⁾。これは『図書館の権利宣言』やその解説文の歴史で前例のない措置であった。この2018年版『集会室』には次のような段落があった。

公立図書館は修正第1条および指定期のパブリック・フォーラムを規定する法律によって縛られている。公費支弁の図書館は一般の人びとに集会室スペースを提供する義務はない。もし図書館がスペースの提供を選べば、話し手の見解や内容に依拠して、アクセスを差別したり拒否したりできない。これには宗教的言論、政治的言論、ヘイトスピーチを含む。もし図書館が慈善、非営利、スポーツといった団体に活動討議の場として図書館集会室の利用を許している場合、図書館は集会室で活動討議を行う宗教的、社会的、市民的、党派的政治的なグループやヘイトグループを排除できない。宗教グループに図書館集会室やスペースの利用を許しても、修正第1条の国教禁止条項の侵害にはならない (下線は川崎)。

容易に理解できるように、問題になったのは下線を引いたヘイトスピーチ、ヘイトグループである。2016年に法律と図書館に造詣が深いメアリー・ミノウ、トマス・A. リピンスキー (Tomas A. Lipinski)、グレチェン・マコード (Gretchen McCord) が図書館集会室や展示についての法律問題を取り上げ、一問一答形式で答えを掲げ、それはALAから電子図書の形で刊行された。その質問11は「図書館はヘイトスピーチの展示や集会をどのように扱うべきか」⁽⁷²⁾となっている。そこでは『ブラック法律辞典』

(*Black's Law Dictionary*) の定義を示した後、ヘイトスピーチという語は幅広い言論を覆っており、大多数は修正第1条の保護下にあるものの、そうでない場合もあると記している。そして図書館での対応については「ヘイトスピーチを他の論争的言論と異なるものとして扱うべきではない」と断言している。2018年版『集会室』にあえてヘイトスピーチを組み込んだのは、ヘイトスピーチも修正第1条の保護下にあるとの確認のため、混乱が現実には生じる場合は図書館での行動規則に照らして対処すべきということであろう。すなわち合衆国憲法修正第1条におけるヘイトスピーチの法的位置づけを確認したといえる。

しかし2018年版『集会室』の文言では宗教的言論や政治的言論と同じレベルでヘイト

スピーチ自体を認めていると把握した人が多くいたと思われる。上述の7月10日の発表で、知的自由部長ララーは、新版『集会室』は「図書館でヘイトスピーチを行う何らの新たな権利をも定めたものではない。ALAはヘイトグループを推奨しないし、ヘイトスピーチを通常の言論にするつもりもない」と説明した。と同時に新版『集会室』は図書館が一般の人にスペースを提供するに際して、図書館が直面する現在の法的状況を反映したものであると付言した。法的状況とは上述のミノウのような説明を指していよう。このようなプロセスを経て、2019年1月29日のALA冬期大会で評議会が現行の『集会室』を採択した。2019年版『集会室』で、2018年版の上掲の段落に該当する部分は以下のようになった。

公費支弁の図書館は一般の人びとに集会室スペースを提供する義務はない。もし図書館がスペースの提供を選べば、そうしたスペースは指定的パブリック・フォーラムと考えられる。そして法的先例によると、図書館は議論される主題やグループが唱道する思想に依拠して、いかなるグループも排除できない。しかしながら、もし集会中のグループの活動が館内の他者を混乱させたり悩ませたりするならば、許容できる行動に関する図書館の方針を適用できよう。もし図書館が潜在的に論争的なグループによる集会室へのアクセスを制限しているとみなされる方針を採択すれば、図書館は法的経済的な痛みを受ける結果に直面しう。宗教グループに図書館集会室やスペースの利用を許しても、修正第1条の国教禁止条項の侵害にはならない。

図書館の方針は排他的ではなく包摂的な言葉で書くべきである。例えば、図書館の施設を「教育、文化、知性、慈善、社会活動、市民、宗教、政治といった活動に従事する団体に」開放するという方針の場合、施設利用の限定という点では包摂的な言明である。例えば、慈善グループやスポーツクラブにたいして、活動討議の場として図書館集会室の利用を許しているとする。この場合、党派的な政治グループや宗教グループにも、活動討議の場としての集会室利用を排除すべきでない。また図書館が多種多様な市民団体に集会室を開放しているなら、宗教団体のアクセスを拒否できないであろう。

すなわちヘイトスピーチ、ヘイトグループという語を完全に消滅させたのである。なお既述の2018年7月10日の発表で知的自由部長ララーは2018年版『集会室』の検討を報じたのだが、そこでは「公立図書館の集会室に関する裁判には2つの明瞭な系統がある。1つは宗教グループが関わる裁判で、2つ目は白人至上主義グループが関わる裁判である」とまとめている。既述のように宗教グループの集会室利用については、裁判の系譜をたどることが可能で、集会室の扱いはほぼ解決していると思われる。一方、白人至上主義グループの言論やヘイトスピーチと図書館集会室をめぐる事件は1970年代から継続

して生じており、最近になってヘイトスピーチの問題が社会で大きくなっていることは現実だが、それが公立図書館の集会室利用をめぐる裁判の系譜を構成しているとはみなしがたい。

4.4 スペースの利用、ヘイトスピーチをめぐる個別事件

公民館やそれに類似する施設がないアメリカの場合、公立図書館の集会室や展示空間は常に利用されている。図書館利用者でなかった人も、図書館プログラムを契機に図書館利用者になるという期待もあって、幅広くコミュニティに利用を開いている。宗教と政治にたいする新解説文は資料の扱い部分には何ら新しいことはなく、これらの解説文の意義は、宗教グループや党派的な政治グループの集会室利用をはっきりと認めたことに意義がある。そして宗教グループの集会室利用についてはこれまで一連の判例法の蓄積があり、ALAの方針はそれに沿ったものになっている。本節前半では少し視野を広げて、利用者の絵画の展示やパンフレットの配布といったスペースに関わる裁判事例を断片的に紹介し、後半ではヘイトスピーチに関わる2つの事例を紹介する。

4.4.1 利用者の絵画展示、パンフレットの配布

こうした利用者に開放されたスペースは、物理的な図書館スペースかバーチャルなスペースかを問わず重要になってきている。宗教グループと集会室の裁判では単に宗教グループの扱いではなく、公立図書館の基本的性格をめぐる分析がなされ、それに依拠して原告、被告（図書館）の主張が検討されている。すなわち諸判決は公立図書館に関する法律上の社会的な認知の具合を示しているといえる。

1994年にニューヨーク州のマンハセット (Manhasset) 公立図書館を舞台に展示スペースでの展示品をめぐる裁判が生じた。地元の画家が自分の作品を公立図書館の集会室に展示したいと図書館に申し出た。展示する作品のいくつかの写真を申し込み書に沿えており、図書館は展示を認めた。この図書館ではしばしば市民による芸術作品の展示が開かれていた。実際にこの女性画家が持ち込んだ油絵にはセミヌードを描いた3枚の絵が含まれていた。図書館は成文化していなかったものの、ヌードに反対する確固たる方針を持ち、そのために3枚の絵の撤退を画家に要求した。なお3枚の絵に不快な部分はないと両者ともに合意していた。画家はこうした措置を修正第1条違反として提訴した。その判決の骨子が以下である⁽⁷³⁾。判決は、まず当該作品が修正第1条の保護下にあること、続いて公立図書館が制限的パブリック・フォーラムであることを確認した。図書館側は公立図書館がパブリック・フォーラムであるとしても、集会室は非パブリック・フォーラムであると主張したが、集会室は教育的、文化的、慈善的、市民的な目的、それに芸術や技芸の展示に使用すると規則を取り上げ、判決は集会室が制限的パブリック

ク・フォーラムであると判断した。それらを受けて原告の絵画の拒否は憲法に違反すると結論している。

ジョージア州オーピー (Ohoopsee Regional) 図書館は玄関にパンフレットなどを置くスペースを設け、広く一般の利用に供していた。2002年のことだが、そこに同性愛支持の月間新聞が置かれ、図書館はその新聞を撤退させるとともに、このスペース自体を閉鎖した。これにたいして同新聞の発行者が、内容による不法な差別、スペース自体を閉じても修正第1条を回避できないとの理由で提訴した。判決は次のようであった⁽⁷⁴⁾。公立図書館は制限的パブリック・フォーラムであるが、玄関は捕らわれの聴衆である利用者を最初に迎える場で、そこでは玄関に特有の要素 (例えば美観、礼儀正しさ) を求めてよい。図書館の玄関ロビーは制限的パブリック・フォーラムと非パブリック・フォーラムにまたがるハイブリッドな場である。礼儀正しさには、推測上の混乱の回避、資料が導く精神的な問題、子どもの利用との関連が含まれる。そうであれば、玄関ロビーの展示テーブルの除去自体についても憲法に違反しない。すなわちこの判決は公立図書館を制限的パブリック・フォーラムと認識するとともに、図書館の玄関部分の特徴に注目して非パブリック・フォーラムと位置づけ、図書館側の主張、すなわち見解による差別の正当性を認めたことになる。

カリフォルニア州レディング (Redding) 公立図書館では敷地でのパンフレットの配布が問題となった。2010年の9月15日に保守的団体のボストン人茶会 (Bostonian Tea Party) が9月17日の憲法記念日に合わせて、図書館の西側の駐車場とらの間の屋根付き通路にテーブルを置いてパンフレットなどの配布を開始した。2日後の17日に「アメリカ革命の娘」 (Daughters of the American Revolution) が建物東側にテーブルを置いて入会の勧誘をはじめた。図書館長は「アメリカ革命の娘」にボストン人茶会の横に移動するように求め、「アメリカ革命の娘」は指示に従ったが、両団体は仲が悪く、ともにこの措置に不満を抱いていた。この件が生じた後、図書館は敷地でのパンフレットの配布に関する規則を定めた。それによると図書館玄関前の部分を「言論の自由エリア」と指定するとともに、駐車場の車のフロントガラスなどにパンフレットを置いてはならないなど詳細に定めていたし、スペースの利用には予約が必要であった。2011年4月になって、ボストン人茶会が図書館の「言論の自由エリア」や駐車場の車にパンフレットを配布した。またアメリカ自由人権協会もパンフレットを配布した。図書館は規則に反すると警告し、両グループは逮捕を恐れて、パンフレットの配布を中止した。そして合衆国憲法に違反するとして提訴し、暫定的差止め命令が出された。市 (図書館) は上訴した。上訴審は公立図書館の敷地はパブリック・フォーラムであるとし、下級審の判断に基本的なまちがいはないとした。ただし駐車場でのパンフレットの配布は安全性の面から拒否できるとし、この部分は下級審の判断に同調しなかった⁽⁷⁵⁾。

このような裁判にまで至る事例は限られているものの、同性愛などについての展示や集会室利用については、各地で問題が生じた事例は断片的な事例として一定の数が存在すると思われる。

4.4.2 ヘイトスピーチへの図書館の対応

既述のように ALA 知的自由部長ラルーは、2018年にヘイトスピーチについて一連の裁判があるかのように記していたが、私見ではそうした裁判は非常に少ないと思われる。なぜならヘイトスピーチ自体は修正第1条の保護下にあるため、混乱を予測しての規制が裁判で認められる可能性は極めて小さいからである。ヘイトスピーチに関する事件としてまず頭に浮かぶのは、1980年代から特に問題となってきた反ユダヤ主義、特にナチによるユダヤ人虐殺をめぐる「修正解釈」の台頭である。これに関連するのが、1984年から1985年にかけてカリフォルニア州図書館協会を舞台に生じたマッカルデン事件である。詳細はこの事件を扱った文献に譲るが⁽⁷⁶⁾、この事件は人種差別主義者でナチによるホロコーストはなかったという(少なくともガス虐殺はなかったという)ウィリアム・D.マッカルデン (William D. David McCalden) に、カリフォルニア州図書館協会年次大会での展示空間と集会室の利用を認めるか否かという問題であった。カリフォルニア州図書館協会幹部は申し込みを認めたが、ロサンゼルス市長、市議会、新聞、ユダヤ系諸団体、それに市民などの厳しい抗議で決定は二転三転し、結局は申し込みを拒否せざるをえなかった。マッカルデン事件は、修正第1条を純粋に適用しようとする ALA やカリフォルニア州図書館協会の姿勢に問題をつきつける結果となっている。カリフォルニア州図書館協会はいわば私的団体なので、マッカルデンの申し込みを当初に拒否しても何ら問題はなかった。そこに公立図書館との大きな相違がある。私見によればヘイトスピーチに関わる出来事が、大きく取り上げられたのは以下の2つの事件である。

1979年、ノースカロライナ州のフォーサイス・カウンティ (Forsyth County) で事件が生じた⁽⁷⁷⁾。1979年2月5日、当地の KKK (クー・クラックス・クラン) の指導者が、2月26日の午後6時30分から9時まで、白人の歴史を示すために、KKK の記念品、写真、旗などを地下の130名収容の集会室で展示したいと申し込んだ。そして理事会にたいして、図書館は全国黒人向上協会 (National Association for the Advancement of Colored People) などのグループが、図書館で黒人文化の展示を行っており、白人文化の展示も認めるよう主張した。2月6日の地元新聞はこのニュースを報じている。2月16日に館長、副館長、理事が会議を開き、集会室の利用方針などを協議した。この方針は、公益があり、公開で無料の場合、図書館の開館時間内ならいつでも外部団体によって使用できるとなっていた。2月21日の図書館理事会には KKK の代表も傍聴していた

が、理事会は KKK の集会室利用について特段の行動を取らず（ということは展示を認めたことになる）、図書館の他の場所で KKK に対抗する展示（黒人歴史月間）を開くという図書館員の提案も認めた。この決定が翌日の地元新聞で伝わると、数百の苦情が図書館に寄せられた。図書館理事会は館長に、教育や住民の利益の点から理事会、館長、展示の代表者が事前に展示品を内見し、これを今回の展示だけでなく、すべての展示に適用するとの指示を出した。2月23日、AP 通信社が KKK の展示について知らせ、全国規模のメディアの注目を受けるようになった。

2月26日の朝、全国黒人向上協会が図書館にピケをはった。図書館独自の展示（黒人歴史月間）も集会室の階上の部屋で用意された。午後6時に理事会は展示を視察し、1つの展示品を不快とし、KKK はその展示品を引っ込めさせた。小雨が降り警官が見守る中で6時30分に展示が始まったが、全国黒人向上協会、黒人、白人からは「クランは国の恥」と叫び、KKK などは「ホワイト・パワー」と叫びあった。白いローブを着た2人のクランが図書館玄関の両脇に立っていたが、館長は騒ぎを鎮めるために2人の撤退を求め、KKK は館長の求めに応じた。集会室内には100名から150名の見学者と25名の報道関係者がいた。7時10分には共産主義団体の全国労働者同盟（National United Workers Organization）が到着して反 KKK を叫び、7時15分にはアメリカ・ナチ党（American Nazi Party）の4名が到着し、ハーケンクロイツの腕章をつけて、勝利万歳（Sieg Heil）と叫びながら集会室内をナチ流の方式で行進した。これを契機に急激に混乱状態に陥り、各所で殴り合いなども生じ、7時30分には閉館となった。なお1階の黒人歴史月間に気づいた参加者や報道関係者はいなかったという。

図書館やカウンティの考えをみると、館長は「当地は南部である。実際に KKK の人びとがいる限り、他団体と同じように KKK は集会室を利用する権利を有する」と考えていた。副館長は、図書館集会室はロンドンのハイドパーク（Hyde Park）のようなものと指摘し、集会室の許可は KKK を承認しているのではなく、表現の自由を支持していると述べ、このことを住民は理解していないと話した。図書館はカウンティの法律家からの助言も得ており、それによると KKK の申し込みを法的には拒否できないということであった。この考えを支持する団体としてはアメリカ自由人権協会の当地支部やいくつかの地方新聞があり、団体の信条が公共施設の使用に関係すべきではないと述べたが、これは図書館の措置を支持するものであった。

事件の経過でもわかるように、全国黒人向上協会などのグループは集会室を認めたことに抗議したが、ユダヤ人文化教育促進協会（B'nai B'rith）の当地支部も、図書館は公費支弁の機関としての責任を放棄していると糾弾した。ただし黒人グループが一貫して図書館を批判しているわけでもなかった。ブラック・パンサー（Black Panthers）の元支部長の市議会議員は、パンサーも展示のために同館を使ったことがあり、KKK の

企画に反対しないと述べた。また黒人で唯一のカウンティ理事は展示を見学して、クランについて学ぶように主張した。これはクランを批判するには、クランを知らなくてはならないということであったろう。

いま1つの事件を取り上げる⁽⁷⁸⁾。マシュー・F・ヘール (Matthew F. Hale, 1971-) は、イリノイ州のイーストピオリア (East Peoria) を拠点に創造主世界教会 (World Church of the Creator) の創設者で、白人至上主義者にしてネオナチの指導者であった。1998年にはイリノイ州で法律家の資格を剥奪され、2005年には連邦裁判官の殺人に関わったとして40年の有罪判決となり、現在は服役中である⁽⁷⁹⁾。

2000年の秋、ヘールはイリノイ州ブルーミントン (Bloomington) 公立図書館の集会室利用を申し込んだ。市の法律家と図書館の法律顧問は、いずれも宗教や政治に依拠する制限は修正第1条違反で、ヘールの集会室利用を拒否できないとの判断を示した。制限が可能なのは集会の頻度で、1か月1回、年6回を上限とするとのことだが、これは集会室規則の定めで、すべてのグループに適用されていた。10月28日にヘールは集会室に現れた時、同調者15名にたいして抗議者は100名以上であった。当日の状況をみていた図書館理事は図書館の運営に支障はなかったと述べている。図書館長は多様性を求める諸グループにヘールに関わらないように求めたが、それは出席者が少なければヘールはブルーミントンを離れ他の市に聴衆を求めると考えたからである。

2001年3月、コネティカット州のウォリンフォード (Wallingford) 公立図書館では、ヘールに反対する600人の抗議者が詰めかけ、警察はペッパーズプレー (催涙スプレー) を使用した。

ところでシカゴ近郊のショームバーグ (Schaumburg) の住民が同地にマイノリティが多くなってきたことを不快に思い、同じように思っている住民とともに、マイノリティの追放を主張するヘールを招待し、ショームバーグ公立図書館での講演を企画し、公立図書館に集会室の利用を申し込んだ。図書館理事会は2001年3月25日に集会室の利用を拒否した。図書館の法律顧問は、ヘールの申し込みは「図書館の方針や修正第1条の通常の解釈を越える」と説明した。図書館理事会は図書館業務の混乱や暴力事件の可能性を理由にあげた。これにたいしてヘールは「白人のプライド」とのトピックで話す権利が奪われたと連邦地裁に提訴した。そして予測によって集会室の利用を拒否することは許されず、講演をできるようにするのが図書館や警察の仕事であると主張した。裁判が始まり8月7日になって双方が合意に達した。そして図書館は8月25日の午後7時30分からの集会室の利用を認めた。これは図書館閉館後2時間半を経過してからの利用で、通常の時間帯に集会室を利用すると館内利用者の迷惑になるとの判断であった。図書館長はこうした妥協について、担当する裁判官がこの裁判を公共の安全の問題とみているのではなく、修正第1条の問題と把握しているためと説明した。集会の後、理事会は集

会室の方針を検討し、250名の警官を配置し、町には少なくとも17,000ドルの支出があったとし、こうした集会には安全を守るための追加の出費を集会の主催者に請求するといった方策さえ検討したという。

おわりに

2019年の『図書館の権利宣言』修正と8つの新解説文について要約しておきたい。

まず解説文『公平、多様性、包摂』は、新しく包摂という語と概念を組み込んだ点で重要になる。単なる平等、公平、多様性よりも、解説文はいつそう能動的な姿勢を取ることを図書館に求めている。

プライバシーに関する『図書館の権利宣言』第7条の新設は、この条文自体は取り立てて新しい内容ではない。しかしプライバシーをめぐる状況が20世紀とは大きく変わっており、それを踏まえた原則の確認である。ここに関係するキーワードを拾えば、バンダー、図書館ディスカバリー・システム、利用者生成コンテンツ、さらに学習管理ソフトウェアや顔認証などの生体認証などが関係してくる。これらの多くはインターネットと、結びついている。

インターネットのフィルタリングについて、ALAは基本的にフィルターソフトの装備よりも、教育による批判的能力の育成を重視している。また特に学校図書館では、ソーシャルメディア、オンライン・チャット、オンライン・ゲーム、YouTubeなどのビデオサービスにフィルターを設定している場合が多いが、生徒が生成したコンテンツの掲示、共有、交流による学習能力、コミュニケーション能力の育成という観点から、またグローバル市民の育成という観点から批判している。図書館ディスカバリー・システムへの利用者生成コンテンツの意見表明システムを組み込みことをALAは積極的に捉えているが、そこには図書館生成と利用者生成のコンテンツの分離、バンダーの扱い、さらにプライバシーの保護といった課題がある。なお公立図書館という空間と同じように、こうしたソーシャルメディアの空間も制限的パブリック・フォーラムと考えられる。ラベリングや格付け自体は従来から問題になり、ALAの考えに変化は生じていない。すなわち私的団体によるラベリングや格付けを図書館が用いることは、私的団体に一種の検閲を許すことで認められないという立場である。インターネットの進展によって、こうしたラベリングや格付けは増えているし、特に学校図書館では私的団体の格付けを資料選択や資料提供に用いている場合があり、これは学校図書館員の必要性にまで波及する問題である。

集会室、展示空間、掲示板などについての原則ははっきりしている。宗教と政治に関する2つの解説文が定めるように、宗教グループや党派的な政治グループの集会室利用

を拒否してはならず、その制限は時間、場所、態様に限られ、そうした制限を設定した後には、例外を作らずに一貫して運用しなくてはならない。しかし既述のヘイトスピーチだけでなく、社会が分断されている同性愛、薬物使用、銃規制などについては常に集会室その他のスペースの使用をめぐる問題が生じる可能性があることは確かである。

注

- (1) Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp., *Intellectual Freedom Manual* (ninth edition), Chicago, American Library Association, 2015, 273p +xxii [アメリカ図書館協会知的自由部編纂『図書館の原則 (改訂4版): 図書館における知的自由マニュアル (第9版)』川崎良孝・福井佑介・川崎佳代子訳, 日本図書館協会, 2016].
- (2) Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp., *Intellectual Freedom Manual*, Chicago, American Library Association, 1974, 50, 36, 20, 27, 12, 7, 3p +xxx.
- (3) 歴史編は以下である。Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp., *A History of ALA Policy on Intellectual Freedom: A Supplement to the Intellectual Freedom Manual* (ninth edition), Chicago, American Library Association, 2015, 256p +xi [アメリカ図書館協会知的自由部編纂『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史: 『図書館における知的自由マニュアル』第9版への補遺』川崎良孝訳, 京都図書館情報学研究会, 2016].
- (4) Office for Intellectual Freedom of the American Library Association, comp., *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), Chicago, American Library Association, 2021, 327p +xxii [本書の邦訳書は近く日本図書館協会から刊行される].
- (5) *Intellectual Freedom Manual* (『図書館の原則』) の書誌事項を示しておく。原書はいずれも Office for Intellectual Freedom of the American Library Association (アメリカ図書館協会知的自由部) の編纂で、刊行地は Chicago (シカゴ)、発行は American Library Association (アメリカ図書館協会) である。原書は各版で頁ごとの字数が異なり、頁数で単純にボリュームの比較はできない。また第3版までは索引がない。第9版は2冊本になっている。訳書の発行出版は『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』を除いて、いずれも日本図書館協会である。
 - ・ First Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 1974, *op.cit.*
 - ・ Second Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 1983, 210+xxx.
 - ・ Third Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 1989, 230+xxxiii [『図書館の原則: 図書館における知的自由マニュアル (第3版)』川崎良孝・川崎佳代子訳, 1991].
 - ・ Fourth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 1992, 283+xxxvi.
 - ・ Fifth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 1996, 393+xlvi [『図書館の原則 (新版): 図書館における知的自由マニュアル (第5版)』川崎良孝・川崎佳代子訳, 1997].
 - ・ Sixth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 2002, 434+xx [『図書館の原則 (改訂版): 図書館における知的自由マニュアル (第6版)』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳, 2003].
 - ・ Seventh Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 2006, 521+xx [『図書館の原則 (改訂2版): 図書館における知的自由マニュアル (第7版)』川崎良孝・川崎佳代子・村上加代子訳,

2007].

- ・ Eighth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 2010, 439+xxii [『図書館の原則(改訂3版)：図書館における知的自由マニュアル(第8版)』川崎良孝・川崎佳代子・久野和子訳, 2010].
 - ・ Ninth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 2015, *op.cit.* [『図書館の原則(改訂4版)：図書館における知的自由マニュアル(第9版)』*op.cit.*].
 - ・ *A History of ALA Policy on Intellectual Freedom*, *op.cit.* [『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』*op.cit.*].
 - ・ Tenth Edition, *Intellectual Freedom Manual*, 2021, *op.cit.*
- (6) 修正された解説文をみると字句の追加や訂正に留まるものから、全面的な書き直しといったものまでさまざまである。後者については例えば以下がある。『障害のある人へのサービス』*Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.77-81；『挑戦された資源』*ibid.*, p.89-91；『図書館蔵書の評価』*ibid.*, p.152.
- (7) 『学校図書館の権利宣言』(1955年版、1969年版)の全訳はおのこの以下を参照。『図書館の原則(改訂3版)：図書館における知的自由マニュアル(第8版)』*op.cit.*, p.483-484(訳者付録2(13))；『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』*op.cit.*, p.140-141.
- (8) 1939年から1976年までの『図書館の権利宣言』の歴史については以下を参照。川崎良孝『社会を映し出す『図書館の権利宣言』』京都図書館情報学研究会, 2021, 320p.
- (9) なお1980年版で価値がまわりつき語として「啓蒙」(enlightenment)があり、例えば「啓発」といった訳語の方が適切と指摘されるかもしれない。ただし1939年の初版『図書館の権利宣言』採択時の状況を重視すれば、当時の図書館界は成人教育サービスに尽力している時代で、その典型は図書館員が主導する対個人サービスである読書案内サービス(readers' advisory service)にあった。ここでは成人の読書を指導する図書館員との考えに重点が置かれていた。その点では「啓蒙」という語があてはまった。
- (10) この声明が最初に現れたのは1993年に採択された『図書館の権利宣言』解説文『図書館の資源やサービスへのアクセスは性や性的志向で左右されない』(現在の『図書館の資源やサービスへのアクセスは性、ジェンダー・アイデンティティ、ジェンダー・エクスペリション、性的指向で左右されない』)である。1993年版の全訳は以下を参照。『図書館の原則(新版)：図書館における知的自由マニュアル(第5版)』*op.cit.*, p.65-67.
- (11) プライバシーについては以下も参照。川崎良孝編著、高嶽裕樹・川崎智子著『秘密性とプライバシー：アメリカ図書館協会の方針』京都図書館情報学研究会, 2012, 139p；D. ジェイソン・グリフィー、サラ・ヒュートン・ジャン、イーライ・ニーバーガー『21世紀の図書館におけるプライバシーと情報の自由』高嶽裕樹・久野和子・川崎智子・川崎良孝訳, 京都図書館情報学研究会, 2012. いずれも21世紀初頭までのプライバシーの状況とALAの対応を示しているが、それ以後のプライバシーをめぐる動きは非常に大きい。
- (12) 『図書館記録の秘密性に関する決議』の全訳は以下を参照。『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル(第3版)』*op.cit.*, p.149.
- (13) 図書館記録の秘密性に関する州法については以下を参照。山本順一「アメリカ法にみるプライバシーの保護と図書館の自由」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』京都大学図書館情報学研究会, 2006, p.325-387.
- (14) 2002年版『プライバシー』の全訳は以下を参照。『図書館の原則(改訂2版)：図書館における知的自由マニュアル(第7版)』*op.cit.*, p.178-182.
- (15) 『図書館利用記録の保持に関する決議』の全訳は以下を参照。『図書館の原則(改訂3版)：図

- 書館における知的自由マニュアル（第8版）』 *op.cit.*, p.289-290.
- (16) 図書館サービスの提供、アクセスの保障、プライバシーや秘密性の保護が三位一体となって展開したことについては以下を参照。川崎良孝編著『図書館トリニティの時代から揺らぎ・展開の時代へ』京都図書館情報学研究会, 2015, 497p.
- (17) “Resolution to Protect Library User Confidentiality in Self-Serve Hold Practices,” Office for Intellectual Freedom, *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.203-205.
- (18) *ibid.*, p.15.
- (19) 以下の説明では採択当時の解説文の標題ではなく、いずれも表に示した最新の標題を用いている。
- (20) 8つの新解説文というのは『知的自由マニュアル』第10版の編者の説明による。以下を参照。Martin Garnar and Trina Magi, “Introduction and User’s Guide,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, xix-xx. なお8つの新解説文の内、『ラベリング・システム』と『格付けシステム』は、従来の『ラベリングと格付けシステム』を分割し独立させたもので、純然たる新解説文とはいえない。
- (21) “Equity, Diversity, Inclusion: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *ibid.*, p.254-258.
- (22) 注10を参照。
- (23) 構成員を排除する「伝統的な方式」として、解説文は「身分証明、延滞料や有料制」を指摘しているが、具体的示すと以下のような措置と考えてよい。身分証明は未登録移民などの利用の障壁になる。延滞料の徴収はアクセスや学業への障壁になるので、アクセスを保障する代替措置を考案すべきである。また図書館のための税負担の地域外に居住する人びとにたいして、一律の料金を徴収して貸出の特権を与える場合も、利用者の支払い能力を勘案すべきということである。以下も参照。“Economic Barriers to Information Access: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.70-72.
- (24) 1996年版『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス：『図書館の権利宣言』解説文』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』 *op.cit.*, p.81-84.
- (25) 『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』 *op.cit.*, p.110.
- (26) “Core Values of Librarianship,” adopted January 2019, by the ALA Council, <http://https://www.ala.org/advocacy/intfreedom/corevalues>.
- (27) “Visual and Performing Arts in Libraries: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.268-271.
- (28) “Politics in American Libraries: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *ibid.*, p.260-261.
- (29) “Religion in American Libraries: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *ibid.*, p.262-265.
- (30) 1951年版『ラベリング声明』の全訳は以下を参照。『アメリカ図書館協会の知的自由に関する方針の歴史』 *op.cit.*, p.203-204.
- (31) 1971年版『ラベリング声明』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p.206-207.
- (32) 1981年版『ラベリング声明』の全訳は以下を参照。 *ibid.*, p.207-208.
- (33) 1990年版『ラベリング声明』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂版）：図書館における

- 知的自由（第6版）』 *op.cit.*, p.183-184.
- (34) 2005年版『ラベルと格付けシステム』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂2版）：図書館における知的自由（第7版）』 *op.cit.*, p.160-161.
- (35) 2009年版『ラベリングと格付けシステム』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂3版）：図書館における知的自由（第8版）』 *op.cit.*, p.175-177.
- (36) 2014年版『ラベリングと格付けシステム』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂4版）：図書館における知的自由（第9版）』 *op.cit.*, p.155-157.
- (37) “Labeling Systems: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.153-154.
- (38) 最も問題になるのは宗教関係でのキリスト教や十字架の扱いであるが、それだけに限られるわけではない。例えば動物を扱う書架に象のイラストで指示するのは問題ないと思えるが、アジアの国の本を配する書架に単数あるいは複数の国の国旗などで指示するのは問題になりかねないだろう。
- (39) Sanford Berman, *Prejudices and Antipathies: A Tract on the LC Subject Heads Concerning People*, Jefferson, NC, McFarland & Co., 1993, 211p.
- (40) “Rating Systems: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.154-155.
- (41) *ibid.*, p.12.
- (42) *ibid.*, p.11.
- (43) 1996年版『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』 *op.cit.*, p.81-84. この解説文については以下も参照。川崎良孝『『図書館の権利宣言』と電子情報：解説文『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』（1996年1月）を中心として』『図書館界』vol.49, no.2, July 1997, p.60-72.
- (44) 以下の決議や声明で『図書館の原則（改訂版）：図書館における知的自由マニュアル（第6版）』 *op.cit.* に掲載されている。『図書館でのフィルターソフトの使用に関する決議』（1997年7月） p.241-242；『図書館でのフィルターソフトの使用に関する声明』（1997年7月、2000年11月） p.243-247.
- (45) 1990年代後半のアメリカの図書館とインターネットをめぐる全体的な動向については以下を参照。川崎良孝・高鉦裕樹『図書館・インターネット・知的自由：アメリカ公立図書館の思想と実践』京都大学図書館情報学研究会，2000，207p.
- (46) 合衆国対 ALA 事件の連邦地裁判決は以下を参照。川崎良孝「第6章『子どもをインターネットから保護する法律』をめぐって：アメリカ図書館協会事件（2002年）」川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』京都大学図書館情報学研究会，2002，p.163-199. 合衆国最高裁判決については以下を参照。高鉦裕樹「7 『子どもをインターネットから保護する法律』合憲判決と『子どもをオンラインから保護する法律』差し戻し判決の検討：情報を止める位置と手段について」塩見昇・川崎良孝編著『知る自由の保障と図書館』 *op.cit.*, p.389-416.
- (47) 2005年版『電子情報、サービス、ネットワークへのアクセス』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（改訂2版）：図書館における知的自由マニュアル（第7版）』 *op.cit.*, p.82-86.
- (48) *ibid.*, p.85.
- (49) Helen R. Adams, “Internet Filtering and School Libraries,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.119-120. なおアダムズは、幼稚園から高校まで同じ

水準のフィルターを装備している（2012年調査73パーセント、2019年調査64パーセント）、いずれの調査もソーシャルメディアへの遮断が最も多い、ブロック解除にかかる時間には大きな幅がある、教員のフィルターソフトへの意見は多様であるといったことを解明している。アダムズの2019年調査によると、回答者の57パーセントは情報と学習への生徒のアクセスにフィルターは悪影響を及ぼしていない、8パーセントはフィルターがアクセスと学習に悪影響する場合がある、26パーセントはフィルターが正当な教育的コンテンツや学習への生徒のアクセスに悪影響を及ぼしているとなっていた。回答者は以下のようなフィルタリングの利点を指摘した。若い生徒が意図せずに不適切なサイトにアクセスするのを制限する。性的に赤裸々なコンテンツやポルノグラフィの画像にたいして一定の保護を提供する。帯域幅を浪費するサイトへのアクセスを制限する。ゲームやソーシャルメディアなどの気を散らすコンテンツを少なくする。結果として学業への集中をもたらす。

- (50) 例えば以下を参照するとよい。 <http://www.ala.org/advocacy/intfreedom/filtering>
- (51) “Internet Filtering: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *Intellectual Freedom Manual* (tenth edition), 2021, *op.cit.*, p.92-95.
- (52) この側面を扱ったのが解説文『未成年者とオンライン活動』である。以下を参照。“Minors and Online Activity: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *ibid.*, p.132-134.
- (53) “User-Generated Content in Library Discovery Systems: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,” *ibid.*, p.156-157.
- (54) *ibid.*, p.157.
- (55) 集会室の利用については以下を参照。川崎良孝「集会室のあり方と図書館の原則：オックスフォード公立図書館事件（1989年）」『図書館界』vol.50, no.3, September 1998, p.126-139；川崎良孝「第2章 宗教グループによる集会室の利用をめぐる：オックスフォード公立図書館事件（1989年）」川崎良孝『図書館裁判を考える：アメリカ公立図書館の基本的性格』*op.cit.*, p.41-66；川崎良孝「公立図書館というスペースの思想的総合性：集会室や展示空間へのアクセス—歴史的概観」『現代の図書館』vol.48, no.3, September 2010, p.147-162.
- (56) エックンカーについては以下を参照。 <https://en.wikipedia.org/wiki/Eckankar>. 日本にも支部がある。以下を参照。 <http://eckankar-japan.org/index.html>.
- (57) “Mary Minow’s Story,” Mary Minow, Tomas A. Lipinski, and Gretchen McCord, *The Library’s Legal Answers for Meeting Rooms and Displays*, Chicago, American Library Association, 2016, n.p.
- (58) Mark Troknya, “Library Meeting Room Conflicts,” *Public Libraries Online*, April 28, 2016, <http://publiclibrariesonline.org/2016/04/library-meeting-room-conflicts/>.
- (59) 1981年版『展示空間と集会室：『図書館の権利宣言』解説文』の全訳は以下を参照。『図書館の原則：図書館における知的自由マニュアル（第3版）』*op.cit.*, p.101-102.
- (60) 1991年版『展示空間と掲示板：『図書館の権利宣言』解説文』の全訳は以下を参照。『図書館の原則（新版）：図書館における知的自由マニュアル（第5版）』*op.cit.*, p.108-109.
- (61) 1991年版『集会室：『図書館の権利宣言』解説文』*ibid.*, p.135-136.
- (62) 「アメリカを懸念する女性」事件の連邦地裁と連邦控裁の判決は以下である。 *Concerned Women for America Education and Legal Defense Foundation, INC. v. Lafayette County and Oxford Public Library*, 699 F.Supp. 95 (1988); *Concerned Women for America, INC. v. Lafayette County and Oxford Public Library*, 883 F.2d 32 (1989).
- (63) 「クリストファー・ファイファー」事件の連邦地裁判決は以下である。 *Christopher A. Pfeifer*

- v. *City of West Allis*, 91 F.Supp.2d 1253 (2000).
- (64) 「フェイスセンター」事件の判決は以下を参照。*Faith Center Church Evangelistic Ministries v. Federal D. Glover*, 2005 U.S. Dist. LEXIS 30923; *Faith Center Church Evangelistic Ministries v. Federal D. Glover*, 462 F.3d 1194; 2006 U.S. App. LEXIS 24030; *Faith Center Church Evangelistic Ministries v. Federal D. Glover*, 480 F.3d 891; 2007 U.S. App. LEXIS 5542.
- (65) *Citizens for Community Values v. Upper Arlington Public Library Board of Trustees*, 2008 U.S. Dist. LEXIS 85439.
- (66) *Liberty Counsel, Inc. v. Seaside Pub. Library Board of Trustees*, Case No.3: 2012-cv-00329-HU (D. Ore. 2012).
- (67) *Liberty Counsel, Inc. v. City of Lawrence, Mass.*, Case No.1: 2015-cv-12862-ADB. これについては以下も参照。https://en.wikipedia.org/wiki/Liberty_Counsel#Lawsuits
- (68) *Liberty Counsel, Inc. v. County of Wake, North Carolina*, Case No.5: 2015-cv-00176-Document 24 (E.D.N.C. 2015).
- (69) “Q10: How should the library treat displays or meetings that concern political issues?,” Mary Minow, Tomas A. Lipinski, and Gretchen McCord, *The Library’s Legal Answers for Meeting Rooms and Displays*, *op.cit.*, n.p.
- (70) *Meeting Rooms: An Interpretation of the Library Bill of Rights*, 2017-2018 ALA CD#19.6_62617_act (2018 ALA Annual Conference), n.p.
- (71) このプロセスについては以下を参考にした。David R. Stone, “News Updaes: “Meeting Rooms: An Interpretation of the *Library Bill of Rights*,”” *Journal of Intellectual Freedom and Privacy*, vol.4, no.1, Spring 2019, p.44, 46-47; [James LaRue], “ALA News: ALA OIF Responds to Library Bill of Rights Meeting Room Interpretation Update,” 07/10/2018, <https://www.ala.org/news/press-releases/2018/07/ala-oif-responds-library-bill-rights-meeting-room-interpretation-update>; “ALA News: ALA Council Rescinds Meeting Rooms: An Interpretation of the Library Bill of Rights,” 08/16/2018, <https://www.ala.org/news/press-releases/2018/08/ala-council-rescinds-meeting-rooms-interpretation-library-bill-rights>.
- (72) “Q11: How should the library treat displays or meetings that use hate speech?,” Mary Minow, Tomas A. Lipinski, and Gretchen McCord, *The Library’s Legal Answers for Meeting Rooms and Displays*, *op.cit.*, n.p.
- (73) *Bellospirito v. Manhasset Public Library*, 1994 No. 93-cv-4484 (E.D.N.Y.).
- (74) *The Gay Guardian Newspaper v. Ohoopée Reginal Library System*, 235 F.Supp.2d 1362 (2002). 以下も参照。川崎良孝「公立図書館というスペースの思想的総合性」*op.cit.*, p.152-154.
- (75) *Prigmore v. City of Redding*, 211 Cal. App. 4th 1322 (2012). 公共の建物全般を扱った事件だが、図書館の建物外の敷地での署名活動などについて、図書館は禁止できないと記入されている判決もある。以下を参照。*Groene v. Seng*, 4:2006-cv-3153 (D. Neb. Jun. 29, 2006).
- (76) 安里のり子「第6章 反ユダヤ主義と図書館：マッカルデン事件（1983-1985年）」川崎良孝編著『図書館と知的自由：管轄領域、方針、事件、歴史』京都図書館情報学研究会，2013，p.179-208；川崎良孝「第9章 憎悪に満ちた差別的表現をめぐる：マッカルデン事件（1984年）」川崎良孝『図書館の自由とは何か：アメリカの事例と実践』教育史料出版会，1996，p.102-110；キャ

スリーマン・N. ウルコフ「6 ホロコースト否定文献の問題と図書館」ウェイン・A. ウィーガン
ド編『『図書館の権利宣言』を論じる』川崎良孝・薬師院はるみ訳, 京都大学図書館情報学研究会,
2000, p.125-137.

- (77) このKKKの事件は以下を参考にした。Frances M. Jones, *Defusing Censorship: The Librarian's Guide to Handling Censorship Conflicts*, Phoenix, AZ, Oryx Press, 1983, p. 105-108; “KKK-and NBC-Spotlight Winston-Salem Library,” *American Libraries*, vol.10, no.4, April 1979, p.164; “Censorship Dateline: Libraries: Winston-Salem, North Carolina,” *Newsletter on Intellectual Freedom*, vol.28, no.3, May 1979, p.49; “Klan Fights Leftists and Nazis at Its Exhibit,” *New York Times*, February 27, 1979, Section A, p.12; “Around the Nation: Carolina Klan Exhibit Called a White Version of ‘Roots,’” (February 23 (AP)), *New York Times*, February 24, 1979, p.8.
- (78) このショームバーグの事件は以下を参考にした。“Is It Legal?: Libraries: Schaumburg, Illinois,” *Newsletter on Intellectual Freedom*, vol.50, no.3, May 2001, p.115; “Is It Legal?: Libraries: Schaumburg, Illinois,” *Newsletter on Intellectual Freedom*, vol.50, no.6, November 2001, p.263; “Library Can Limit Supremacist But Not Bar Him,” News Briefs for November 20, 2000, <https://web.archive.org/web/20010126021100/https://www.ala.org/online/news/2000/001120.html>; “White Supremacist Sues Library After Speech Cancelled,” News Briefs for April 2, 2001, <https://web.archive.org/web/20011112001657/http://www.ala.org/online/news/2001/010402.html>; “White supremacist Wins Library Venue in Schaumburg,” *American Libraries*, <https://web.archive.org/web/20181212231846/https://americanlibrariesmagazine.org/white-supremacist-wins-library-venue-in-schaumburg/>.
- (79) ヘールについては以下を参照。 https://en.wikipedia.org/wiki/Matthew_F._Hale.

(かわさき よしたか。2021年7月20日受理)